

令和7年 第5回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
110	令和7年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)		
111	令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
112	令和7年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)		
113	令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
114	令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)		
115	令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
116	令和7年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)		
117	令和7年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)		
118	令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)		
119	令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)		
120	令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)		
121	令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)		
122	令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)		
123	令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)		
124	飯塚市議會議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例		5
125	飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例		9

議案番号	件 名	摘要	ページ
126	飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		12
127	飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		17
128	飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		35
129	飯塚市手数料条例の一部を改正する条例		44
130	飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例		48
131	飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		60
132	飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例		63
133	飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例		66
134	飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例		68
135	飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例		74
136	飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例		81
137	財産の譲渡(太郎丸二区集会所建物)		88
138	財産の無償貸付け(ふれあい広場)		91
139	土地の処分(飯塚市鯰田字黒岩)		93
140	土地の処分(栗尾工業団地南側)		96
141	指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設)		99

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第200号)が施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成18年飯塚市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。</p> <p>4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。</p> <p>4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得</p>

た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号の区分ごとに当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(3) (略)

た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号の区分ごとに当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

飯塚市介護保険事業計画において整備が必要と判断した介護保険施設等の公募型プロポーザル方式による整備事業者の選定について、本市に飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会を設置し、審議及び審査させるため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市地域福祉推進協議会	地域福祉の推進に関して調査審議すること。		飯塚市地域福祉推進協議会	地域福祉の推進に関して調査審議すること。
	飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会	飯塚市介護保険施設等の公募型プロポーザル方式による整備事業者の選定について審議及び審査すること。		飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会	小型自動車競走事業の包括的民間委託に関する業者の選定について審議及び審査すること。
	飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会	小型自動車競走事業の包括的民間委託に関する業者の選定について審議及び審査すること。		(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
企業管理者	(略)	(略)	企業管理者	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(令和7年
法律第50号)が施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するも
のである。

飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前		
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		
区分	報酬の額	区分	報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	
選挙長	1回につ き	12,200円	10,800円	
投票所の投票管理者	日額	14,500円。ただし、 中途で交代する等 の理由により、事務 に従事した時間が1 3時間に満たない場 合は、当該額を13 で除した額に事務 に従事した時間を 乗じて得た額(100 円未満の端数が生 じたときはこれを 四捨五入した額)と	12,800円。ただし、 中途で交代する等 の理由により、事務 に従事した時間が1 3時間に満たない場 合は、当該額を13 で除した額に事務 に従事した時間を 乗じて得た額(100 円未満の端数が生 じたときはこれを 四捨五入した額)と	

		する。		する。
期日前投票所の投票管理者	日額	<p><u>12,800円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。</p>	期日前投票所の投票管理者	<p><u>11,300円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。</p>
開票管理者	1回につき	<u>12,200円</u>	開票管理者	1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	日額	<p><u>12,400円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1</p>	投票所の投票立会人	<p><u>10,900円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1</p>

		3時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。		3時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこ	期日前投票所の投票立会人	9,600円。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこ

		れを四捨五入した 額)とする。		れを四捨五入した 額)とする。
開票立会人及び選挙立会人	1回につ き	<u>10,100円</u>	開票立会人及び選挙立会人	1回につ き
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

令和7年8月7日付で国家公務員の給与についての人事院勧告が行われたので、これを参考にして本市職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p>

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満
である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満
である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満
である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満
である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満
である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満
である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満
である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満
である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3~7 (略)

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満
である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満
である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満
である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満
である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満
である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満
である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満
である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満
である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3~7 (略)

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円を超えない範囲内において規則に定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において規則に定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお

いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円

いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円

再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
勤務職	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
員以外	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900

再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
勤務職	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500

21	<u>225, 600</u>	<u>267, 000</u>	<u>297, 900</u>	<u>338, 700</u>	<u>364, 800</u>	<u>400, 000</u>	<u>451, 100</u>
22	<u>227, 200</u>	<u>268, 000</u>	<u>299, 100</u>	<u>340, 400</u>	<u>366, 300</u>	<u>401, 400</u>	<u>451, 900</u>
23	<u>228, 800</u>	<u>269, 000</u>	<u>300, 300</u>	<u>342, 100</u>	<u>367, 800</u>	<u>402, 800</u>	<u>452, 700</u>
24	<u>230, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>301, 600</u>	<u>343, 700</u>	<u>369, 300</u>	<u>404, 200</u>	<u>453, 500</u>
25	<u>232, 000</u>	<u>271, 000</u>	<u>302, 900</u>	<u>344, 900</u>	<u>371, 000</u>	<u>405, 600</u>	<u>454, 100</u>
26	<u>233, 700</u>	<u>271, 900</u>	<u>303, 900</u>	<u>346, 800</u>	<u>372, 800</u>	<u>406, 800</u>	<u>454, 700</u>
27	<u>235, 000</u>	<u>272, 700</u>	<u>304, 900</u>	<u>348, 500</u>	<u>374, 400</u>	<u>408, 000</u>	<u>455, 300</u>
28	<u>236, 300</u>	<u>273, 600</u>	<u>305, 900</u>	<u>350, 100</u>	<u>376, 100</u>	<u>409, 000</u>	<u>455, 900</u>
29	<u>237, 600</u>	<u>274, 400</u>	<u>307, 000</u>	<u>351, 600</u>	<u>377, 500</u>	<u>410, 100</u>	<u>456, 600</u>
30	<u>238, 700</u>	<u>275, 200</u>	<u>308, 200</u>	<u>353, 200</u>	<u>378, 800</u>	<u>411, 300</u>	<u>457, 400</u>
31	<u>239, 800</u>	<u>276, 000</u>	<u>309, 300</u>	<u>354, 800</u>	<u>380, 000</u>	<u>412, 400</u>	<u>457, 800</u>
32	<u>240, 900</u>	<u>276, 700</u>	<u>310, 500</u>	<u>356, 400</u>	<u>381, 400</u>	<u>413, 500</u>	<u>458, 500</u>
33	<u>242, 000</u>	<u>277, 400</u>	<u>311, 600</u>	<u>358, 100</u>	<u>382, 500</u>	<u>414, 200</u>	<u>459, 000</u>
34	<u>242, 900</u>	<u>278, 200</u>	<u>312, 900</u>	<u>359, 900</u>	<u>383, 400</u>	<u>414, 900</u>	<u>459, 400</u>
35	<u>243, 800</u>	<u>279, 000</u>	<u>314, 200</u>	<u>361, 700</u>	<u>384, 400</u>	<u>415, 500</u>	<u>459, 800</u>
36	<u>244, 800</u>	<u>279, 600</u>	<u>315, 500</u>	<u>363, 500</u>	<u>385, 400</u>	<u>416, 200</u>	<u>460, 200</u>
37	<u>245, 800</u>	<u>280, 300</u>	<u>316, 700</u>	<u>365, 000</u>	<u>386, 200</u>	<u>416, 800</u>	<u>460, 600</u>
38	<u>246, 700</u>	<u>281, 100</u>	<u>318, 000</u>	<u>366, 400</u>	<u>387, 100</u>	<u>417, 400</u>	<u>460, 900</u>
39	<u>247, 600</u>	<u>281, 800</u>	<u>319, 300</u>	<u>367, 800</u>	<u>388, 000</u>	<u>417, 900</u>	<u>461, 200</u>
40	<u>248, 400</u>	<u>282, 500</u>	<u>320, 600</u>	<u>369, 200</u>	<u>388, 800</u>	<u>418, 300</u>	<u>461, 500</u>

21	<u>213, 600</u>	<u>256, 400</u>	<u>287, 300</u>	<u>328, 000</u>	<u>353, 700</u>	<u>388, 500</u>	<u>438, 700</u>
22	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>	<u>288, 500</u>	<u>329, 700</u>	<u>355, 200</u>	<u>389, 900</u>	<u>439, 500</u>
23	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>	<u>289, 800</u>	<u>331, 400</u>	<u>356, 700</u>	<u>391, 300</u>	<u>440, 300</u>
24	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>	<u>291, 100</u>	<u>333, 000</u>	<u>358, 200</u>	<u>392, 700</u>	<u>441, 100</u>
25	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>	<u>292, 400</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 900</u>	<u>394, 100</u>	<u>441, 700</u>
26	<u>221, 700</u>	<u>261, 300</u>	<u>293, 400</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 700</u>	<u>395, 300</u>	<u>442, 300</u>
27	<u>223, 000</u>	<u>262, 200</u>	<u>294, 400</u>	<u>337, 800</u>	<u>363, 400</u>	<u>396, 500</u>	<u>442, 900</u>
28	<u>224, 300</u>	<u>263, 100</u>	<u>295, 500</u>	<u>339, 400</u>	<u>365, 100</u>	<u>397, 500</u>	<u>443, 500</u>
29	<u>225, 600</u>	<u>263, 900</u>	<u>296, 600</u>	<u>340, 900</u>	<u>366, 500</u>	<u>398, 600</u>	<u>444, 200</u>
30	<u>226, 700</u>	<u>264, 700</u>	<u>297, 800</u>	<u>342, 500</u>	<u>367, 800</u>	<u>399, 800</u>	<u>445, 000</u>
31	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>	<u>298, 900</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>400, 900</u>	<u>445, 400</u>
32	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>	<u>300, 100</u>	<u>345, 700</u>	<u>370, 400</u>	<u>402, 000</u>	<u>446, 100</u>
33	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>	<u>301, 300</u>	<u>347, 400</u>	<u>371, 500</u>	<u>402, 700</u>	<u>446, 600</u>
34	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>	<u>302, 600</u>	<u>349, 200</u>	<u>372, 400</u>	<u>403, 400</u>	<u>447, 000</u>
35	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>	<u>303, 900</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>	<u>404, 100</u>	<u>447, 400</u>
36	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>	<u>305, 200</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>	<u>404, 800</u>	<u>447, 800</u>
37	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>306, 500</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>405, 400</u>	<u>448, 200</u>
38	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>	<u>307, 800</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>406, 000</u>	<u>448, 600</u>
39	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>	<u>309, 100</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>	<u>406, 500</u>	<u>449, 000</u>
40	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>	<u>310, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>406, 900</u>	<u>449, 300</u>

41	<u>249, 200</u>	<u>283, 200</u>	<u>321, 900</u>	<u>370, 700</u>	<u>389, 600</u>	<u>418, 700</u>	<u>461, 800</u>
42	<u>249, 900</u>	<u>283, 900</u>	<u>323, 100</u>	<u>371, 500</u>	<u>390, 400</u>	<u>418, 900</u>	<u>462, 100</u>
43	<u>250, 500</u>	<u>284, 600</u>	<u>324, 400</u>	<u>372, 400</u>	<u>391, 200</u>	<u>419, 200</u>	<u>462, 400</u>
44	<u>251, 100</u>	<u>285, 300</u>	<u>325, 500</u>	<u>373, 400</u>	<u>391, 900</u>	<u>419, 500</u>	<u>462, 700</u>
45	<u>251, 800</u>	<u>286, 000</u>	<u>326, 400</u>	<u>374, 300</u>	<u>392, 600</u>	<u>419, 800</u>	<u>463, 000</u>
46	<u>252, 400</u>	<u>286, 600</u>	<u>327, 700</u>	<u>375, 400</u>	<u>393, 300</u>	<u>420, 100</u>	
47	<u>253, 000</u>	<u>287, 300</u>	<u>329, 000</u>	<u>376, 300</u>	<u>394, 000</u>	<u>420, 400</u>	
48	<u>253, 600</u>	<u>287, 900</u>	<u>330, 300</u>	<u>377, 300</u>	<u>394, 700</u>	<u>420, 700</u>	
49	<u>254, 100</u>	<u>288, 600</u>	<u>331, 400</u>	<u>378, 200</u>	<u>395, 200</u>	<u>420, 900</u>	
50	<u>254, 700</u>	<u>289, 200</u>	<u>332, 700</u>	<u>378, 900</u>	<u>395, 800</u>	<u>421, 200</u>	
51	<u>255, 300</u>	<u>289, 900</u>	<u>333, 900</u>	<u>379, 600</u>	<u>396, 400</u>	<u>421, 400</u>	
52	<u>255, 800</u>	<u>290, 600</u>	<u>335, 100</u>	<u>380, 200</u>	<u>397, 100</u>	<u>421, 700</u>	
53	<u>256, 200</u>	<u>291, 100</u>	<u>336, 400</u>	<u>380, 600</u>	<u>397, 500</u>	<u>421, 900</u>	
54	<u>256, 600</u>	<u>291, 700</u>	<u>337, 400</u>	<u>381, 200</u>	<u>398, 100</u>	<u>422, 200</u>	
55	<u>256, 900</u>	<u>292, 300</u>	<u>338, 500</u>	<u>381, 800</u>	<u>398, 700</u>	<u>422, 500</u>	
56	<u>257, 200</u>	<u>293, 000</u>	<u>339, 600</u>	<u>382, 500</u>	<u>399, 200</u>	<u>422, 800</u>	
57	<u>257, 500</u>	<u>293, 600</u>	<u>340, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>399, 600</u>	<u>423, 000</u>	
58	<u>257, 800</u>	<u>294, 200</u>	<u>341, 200</u>	<u>383, 500</u>	<u>400, 200</u>	<u>423, 300</u>	
59	<u>258, 100</u>	<u>294, 800</u>	<u>341, 900</u>	<u>384, 200</u>	<u>400, 800</u>	<u>423, 600</u>	
60	<u>258, 400</u>	<u>295, 500</u>	<u>342, 700</u>	<u>384, 800</u>	<u>401, 300</u>	<u>423, 800</u>	

41	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>	<u>311, 700</u>	<u>360, 000</u>	<u>378, 700</u>	<u>407, 300</u>	<u>449, 600</u>
42	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>	<u>313, 000</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>407, 500</u>	<u>450, 000</u>
43	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>	<u>314, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>407, 800</u>	<u>450, 300</u>
44	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>	<u>315, 400</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>408, 100</u>	<u>450, 600</u>
45	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>	<u>316, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>450, 900</u>
46	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>	<u>317, 600</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>408, 700</u>	
47	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>	<u>318, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>409, 000</u>	
48	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>320, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>409, 300</u>	
49	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>	<u>321, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>409, 500</u>	
50	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>	<u>322, 700</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>409, 800</u>	
51	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>	<u>323, 900</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>410, 100</u>	
52	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>	<u>325, 100</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>410, 400</u>	
53	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>	<u>326, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>410, 600</u>	
54	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>	<u>327, 500</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>410, 900</u>	
55	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>	<u>328, 600</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>411, 200</u>	
56	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>	<u>329, 700</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>411, 500</u>	
57	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>	<u>330, 400</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>411, 700</u>	
58	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>	<u>331, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>412, 000</u>	
59	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>	<u>332, 000</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>412, 300</u>	
60	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>	<u>332, 800</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>412, 500</u>	

61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,800	

61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,700	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	417,000	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	417,300	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,500	

81	<u>264,700</u>	304,600	353,800	394,900	408,000	429,000	
82	<u>265,000</u>	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	<u>265,300</u>	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	<u>265,600</u>	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	<u>265,900</u>	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	<u>266,200</u>	305,800	355,700	396,900	409,300		
87	<u>266,500</u>	306,100	356,100	397,300	409,600		
88	<u>266,800</u>	306,400	356,500	397,700	409,800		
89	<u>267,100</u>	306,700	356,700	398,000	410,000		
90	<u>267,400</u>	307,000	357,100	398,400	410,300		
91	<u>267,700</u>	307,300	357,500	398,800	410,600		
92	<u>268,000</u>	307,600	357,900	399,100	410,800		
93	<u>268,300</u>	307,800	358,100	399,400	411,000		
94		<u>308,000</u>	358,400	399,800	411,300		
95		<u>308,300</u>	358,800	400,100	411,600		
96		<u>308,700</u>	359,100	400,400	411,800		
97		<u>308,900</u>	359,400	400,700	412,000		
98		<u>309,200</u>	359,800	401,000			
99		<u>309,500</u>	360,200	401,300			
100		<u>309,900</u>	360,600	401,600			

81	<u>254,500</u>	295,800	344,100	384,500	397,200	417,700	
82	<u>254,800</u>	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	<u>255,100</u>	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	<u>255,400</u>	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	<u>255,700</u>	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	<u>256,000</u>	297,100	346,000	386,500	398,500		
87	<u>256,300</u>	297,400	346,400	386,900	398,800		
88	<u>256,600</u>	297,700	346,800	387,300	399,000		
89	<u>256,900</u>	298,000	347,000	387,600	399,200		
90	<u>257,200</u>	298,300	347,400	388,000	399,500		
91	<u>257,500</u>	298,600	347,800	388,400	399,800		
92	<u>257,800</u>	299,000	348,200	388,700	400,000		
93	<u>258,100</u>	299,200	348,400	389,000	400,200		
94		<u>299,400</u>	348,800	389,400	400,500		
95		<u>299,700</u>	349,200	389,700	400,800		
96		<u>300,100</u>	349,500	390,000	401,000		
97		<u>300,300</u>	349,800	390,300	401,200		
98		<u>300,600</u>	350,200	390,600			
99		<u>301,000</u>	350,600	390,900			
100		<u>301,400</u>	351,000	391,200			

101		<u>310, 100</u>	<u>361, 100</u>	<u>401, 900</u>			
102		<u>310, 400</u>	<u>361, 500</u>				
103		<u>310, 700</u>	<u>361, 900</u>				
104		<u>311, 000</u>	<u>362, 300</u>				
105		<u>311, 200</u>	<u>362, 800</u>				
106		<u>311, 500</u>	<u>363, 200</u>				
107		<u>311, 800</u>	<u>363, 500</u>				
108		<u>312, 100</u>	<u>363, 800</u>				
109		<u>312, 300</u>	<u>364, 200</u>				
110		<u>312, 600</u>					
111		<u>313, 000</u>					
112		<u>313, 300</u>					
113		<u>313, 500</u>					
114		<u>313, 700</u>					
115		<u>314, 000</u>					
116		<u>314, 400</u>					
117		<u>314, 600</u>					
118		<u>314, 800</u>					
119		<u>315, 100</u>					
120		<u>315, 400</u>					

101		<u>301, 600</u>	<u>351, 500</u>	<u>391, 500</u>			
102		<u>301, 900</u>	<u>351, 900</u>				
103		<u>302, 200</u>	<u>352, 300</u>				
104		<u>302, 500</u>	<u>352, 700</u>				
105		<u>302, 700</u>	<u>353, 200</u>				
106		<u>303, 000</u>	<u>353, 600</u>				
107		<u>303, 300</u>	<u>353, 900</u>				
108		<u>303, 600</u>	<u>354, 200</u>				
109		<u>303, 800</u>	<u>354, 700</u>				
110		<u>304, 200</u>					
111		<u>304, 600</u>					
112		<u>304, 900</u>					
113		<u>305, 100</u>					
114		<u>305, 300</u>					
115		<u>305, 600</u>					
116		<u>306, 000</u>					
117		<u>306, 200</u>					
118		<u>306, 400</u>					
119		<u>306, 700</u>					
120		<u>307, 000</u>					

121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定 年 前	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料
再 任 用	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
短 時 間	円	円	円	円	円	円	円
勤 務 職 員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					
定 年 前	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料
再 任 用	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
短 時 間	円	円	円	円	円	円	円
勤 務 職 員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

第2条 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第26条 (略)	第26条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年

<p>前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に<u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>	<p>前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に<u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>
--	---

(飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第4条 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第5条 飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する</p>

条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

第6条 飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>	(期末手当) <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>

(飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 飯塚市企業管理者の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p>	(期末手当) <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p>
2 (略)	2 (略)

第8条 飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)</p>	(期末手当) <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)</p>

第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飯塚市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第26条及び第29条の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 4 第5条の規定による改正後の飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 5 第7条の規定による改正後の飯塚市企業管理者の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飯塚市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

本市一般職の職員の給料表の改定を参考に会計年度任用職員の給料表を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第5条関係)					別表第1(第5条関係)				
	行政職給料表		技能労務職給料表			行政職給料表		技能労務職給料表	
職務の級	1級	2級	1級	2級	職務の級	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 <u>195,800</u>	円 <u>242,000</u>	円 <u>198,200</u>	円 <u>240,400</u>	1	円 <u>183,500</u>	円 <u>230,000</u>	円 <u>185,700</u>	円 <u>227,700</u>
2	円 <u>196,900</u>	円 <u>243,300</u>	円 <u>199,900</u>	円 <u>241,200</u>	2	円 <u>184,600</u>	円 <u>231,500</u>	円 <u>187,400</u>	円 <u>228,500</u>
3	円 <u>198,100</u>	円 <u>244,700</u>	円 <u>201,600</u>	円 <u>242,000</u>	3	円 <u>185,800</u>	円 <u>233,000</u>	円 <u>189,100</u>	円 <u>229,300</u>
4	円 <u>199,200</u>	円 <u>246,100</u>	円 <u>203,300</u>	円 <u>242,700</u>	4	円 <u>186,900</u>	円 <u>234,500</u>	円 <u>190,800</u>	円 <u>230,100</u>
5	円 <u>200,300</u>	円 <u>247,500</u>	円 <u>205,000</u>	円 <u>243,400</u>	5	円 <u>188,000</u>	円 <u>236,000</u>	円 <u>192,500</u>	円 <u>230,800</u>
6	円 <u>202,000</u>	円 <u>248,900</u>	円 <u>206,700</u>	円 <u>244,100</u>	6	円 <u>189,700</u>	円 <u>237,500</u>	円 <u>194,200</u>	円 <u>231,600</u>
7	円 <u>203,600</u>	円 <u>250,300</u>	円 <u>208,300</u>	円 <u>244,900</u>	7	円 <u>191,300</u>	円 <u>239,000</u>	円 <u>195,800</u>	円 <u>232,400</u>
8	円 <u>205,200</u>	円 <u>251,700</u>	円 <u>209,900</u>	円 <u>245,600</u>	8	円 <u>192,900</u>	円 <u>240,500</u>	円 <u>197,400</u>	円 <u>233,200</u>
9	円 <u>206,700</u>	円 <u>253,100</u>	円 <u>211,500</u>	円 <u>246,400</u>	9	円 <u>194,500</u>	円 <u>242,000</u>	円 <u>199,000</u>	円 <u>234,000</u>
10	円 <u>208,400</u>	円 <u>254,300</u>	円 <u>213,000</u>	円 <u>247,100</u>	10	円 <u>196,200</u>	円 <u>243,400</u>	円 <u>200,500</u>	円 <u>234,700</u>
11	円 <u>210,000</u>	円 <u>255,600</u>	円 <u>214,500</u>	円 <u>247,800</u>	11	円 <u>197,800</u>	円 <u>244,800</u>	円 <u>202,000</u>	円 <u>235,400</u>
12	円 <u>211,600</u>	円 <u>256,900</u>	円 <u>215,900</u>	円 <u>248,400</u>	12	円 <u>199,400</u>	円 <u>246,200</u>	円 <u>203,500</u>	円 <u>236,100</u>

13	<u>213, 100</u>	<u>258, 100</u>	<u>217, 300</u>	<u>249, 100</u>
14	<u>214, 800</u>	<u>259, 300</u>	<u>218, 800</u>	<u>249, 500</u>
15	<u>216, 500</u>	<u>260, 500</u>	<u>220, 300</u>	<u>250, 000</u>
16	<u>218, 200</u>	<u>261, 700</u>	<u>221, 800</u>	<u>250, 400</u>
17	<u>219, 400</u>	<u>262, 800</u>	<u>223, 200</u>	<u>250, 900</u>
18	<u>221, 000</u>	<u>263, 900</u>	<u>224, 600</u>	<u>251, 300</u>
19	<u>222, 600</u>	<u>265, 000</u>	<u>226, 000</u>	<u>251, 800</u>
20	<u>224, 100</u>	<u>266, 100</u>	<u>227, 400</u>	<u>252, 200</u>
21	<u>225, 600</u>	<u>267, 000</u>	<u>228, 800</u>	<u>252, 500</u>
22	<u>227, 200</u>	<u>268, 000</u>	<u>229, 800</u>	<u>252, 800</u>
23	<u>228, 800</u>	<u>269, 000</u>	<u>230, 900</u>	<u>253, 100</u>
24	<u>230, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>232, 000</u>	<u>253, 400</u>
25	<u>232, 000</u>	<u>271, 000</u>	<u>233, 000</u>	<u>253, 900</u>
26	<u>233, 700</u>	<u>271, 900</u>	<u>233, 800</u>	<u>254, 400</u>
27	<u>235, 000</u>	<u>272, 700</u>	<u>234, 700</u>	<u>254, 800</u>
28	<u>236, 300</u>	<u>273, 600</u>	<u>235, 500</u>	<u>255, 300</u>
29	<u>237, 600</u>	<u>274, 400</u>	<u>236, 400</u>	<u>255, 800</u>
30	<u>238, 700</u>	<u>275, 200</u>	<u>237, 200</u>	<u>256, 300</u>
31	<u>239, 800</u>	<u>276, 000</u>	<u>238, 000</u>	<u>256, 700</u>
32	<u>240, 900</u>	<u>276, 700</u>	<u>238, 800</u>	<u>257, 100</u>

13	<u>201, 000</u>	<u>247, 400</u>	<u>205, 000</u>	<u>236, 800</u>
14	<u>202, 700</u>	<u>248, 600</u>	<u>206, 500</u>	<u>237, 400</u>
15	<u>204, 400</u>	<u>249, 800</u>	<u>208, 000</u>	<u>238, 000</u>
16	<u>206, 100</u>	<u>251, 000</u>	<u>209, 500</u>	<u>238, 600</u>
17	<u>207, 400</u>	<u>252, 100</u>	<u>211, 000</u>	<u>239, 200</u>
18	<u>209, 000</u>	<u>253, 200</u>	<u>212, 400</u>	<u>239, 800</u>
19	<u>210, 600</u>	<u>254, 300</u>	<u>213, 800</u>	<u>240, 400</u>
20	<u>212, 100</u>	<u>255, 400</u>	<u>215, 200</u>	<u>240, 900</u>
21	<u>213, 600</u>	<u>256, 400</u>	<u>216, 600</u>	<u>241, 400</u>
22	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>	<u>217, 700</u>	<u>241, 900</u>
23	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>	<u>218, 800</u>	<u>242, 400</u>
24	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>	<u>219, 900</u>	<u>242, 900</u>
25	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>	<u>220, 900</u>	<u>243, 400</u>
26	<u>221, 700</u>	<u>261, 300</u>	<u>221, 800</u>	<u>243, 900</u>
27	<u>223, 000</u>	<u>262, 200</u>	<u>222, 700</u>	<u>244, 300</u>
28	<u>224, 300</u>	<u>263, 100</u>	<u>223, 600</u>	<u>244, 800</u>
29	<u>225, 600</u>	<u>263, 900</u>	<u>224, 500</u>	<u>245, 400</u>
30	<u>226, 700</u>	<u>264, 700</u>	<u>225, 300</u>	<u>245, 900</u>
31	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>	<u>226, 100</u>	<u>246, 400</u>
32	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>	<u>226, 900</u>	<u>246, 800</u>

33	<u>242, 000</u>	<u>277, 400</u>	<u>239, 600</u>	<u>257, 400</u>
34	<u>242, 900</u>	<u>278, 200</u>	<u>240, 100</u>	<u>257, 900</u>
35	<u>243, 800</u>	<u>279, 000</u>	<u>240, 600</u>	<u>258, 400</u>
36	<u>244, 800</u>	<u>279, 600</u>	<u>241, 100</u>	<u>258, 800</u>
37	<u>245, 800</u>	<u>280, 300</u>	<u>241, 700</u>	<u>259, 200</u>
38	<u>246, 700</u>	<u>281, 100</u>	<u>242, 200</u>	<u>259, 700</u>
39	<u>247, 600</u>	<u>281, 800</u>	<u>242, 700</u>	<u>260, 100</u>
40	<u>248, 400</u>	<u>282, 500</u>	<u>243, 200</u>	<u>260, 500</u>
41	<u>249, 200</u>	<u>283, 200</u>	<u>243, 700</u>	<u>260, 900</u>
42	<u>249, 900</u>	<u>283, 900</u>	<u>244, 000</u>	<u>261, 300</u>
43	<u>250, 500</u>	<u>284, 600</u>	<u>244, 300</u>	<u>261, 800</u>
44	<u>251, 100</u>	<u>285, 300</u>	<u>244, 700</u>	<u>262, 100</u>
45	<u>251, 800</u>	<u>286, 000</u>	<u>245, 100</u>	<u>262, 400</u>
46	<u>252, 400</u>	<u>286, 600</u>	<u>245, 500</u>	<u>262, 800</u>
47	<u>253, 000</u>	<u>287, 300</u>	<u>245, 900</u>	<u>263, 200</u>
48	<u>253, 600</u>	<u>287, 900</u>	<u>246, 300</u>	<u>263, 500</u>
49	<u>254, 100</u>	<u>288, 600</u>	<u>246, 600</u>	<u>263, 900</u>
50	<u>254, 700</u>	<u>289, 200</u>	<u>246, 900</u>	<u>264, 300</u>
51	<u>255, 300</u>	<u>289, 900</u>	<u>247, 200</u>	<u>264, 600</u>
52	<u>255, 800</u>	<u>290, 600</u>	<u>247, 500</u>	<u>264, 900</u>

33	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>	<u>227, 700</u>	<u>247, 200</u>
34	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>	<u>228, 400</u>	<u>247, 700</u>
35	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>	<u>229, 100</u>	<u>248, 200</u>
36	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>	<u>229, 800</u>	<u>248, 600</u>
37	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>230, 500</u>	<u>249, 000</u>
38	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>	<u>231, 100</u>	<u>249, 500</u>
39	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>	<u>231, 700</u>	<u>250, 000</u>
40	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>	<u>232, 300</u>	<u>250, 400</u>
41	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>	<u>233, 000</u>	<u>250, 800</u>
42	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>	<u>233, 500</u>	<u>251, 300</u>
43	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>	<u>234, 000</u>	<u>251, 800</u>
44	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>	<u>234, 500</u>	<u>252, 200</u>
45	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>	<u>235, 000</u>	<u>252, 600</u>
46	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>	<u>235, 400</u>	<u>253, 000</u>
47	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>	<u>235, 800</u>	<u>253, 400</u>
48	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>236, 200</u>	<u>253, 800</u>
49	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>	<u>236, 600</u>	<u>254, 200</u>
50	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>	<u>236, 900</u>	<u>254, 600</u>
51	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>	<u>237, 200</u>	<u>255, 000</u>
52	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>	<u>237, 500</u>	<u>255, 400</u>

53	<u>256, 200</u>	<u>291, 100</u>	<u>247, 700</u>	<u>265, 300</u>
54	<u>256, 600</u>	<u>291, 700</u>	<u>248, 000</u>	<u>265, 600</u>
55	<u>256, 900</u>	<u>292, 300</u>	<u>248, 300</u>	<u>265, 900</u>
56	<u>257, 200</u>	<u>293, 000</u>	<u>248, 600</u>	<u>266, 300</u>
57	<u>257, 500</u>	<u>293, 600</u>	<u>248, 800</u>	<u>266, 600</u>
58	<u>257, 800</u>	<u>294, 200</u>	<u>249, 100</u>	<u>266, 900</u>
59	<u>258, 100</u>	<u>294, 800</u>	<u>249, 400</u>	<u>267, 200</u>
60	<u>258, 400</u>	<u>295, 500</u>	<u>249, 600</u>	<u>267, 500</u>
61	<u>258, 700</u>	<u>296, 100</u>	<u>249, 800</u>	<u>267, 800</u>
62	<u>259, 000</u>	<u>296, 700</u>	<u>250, 100</u>	<u>268, 100</u>
63	<u>259, 300</u>	<u>297, 200</u>	<u>250, 400</u>	<u>268, 400</u>
64	<u>259, 600</u>	<u>297, 700</u>	<u>250, 600</u>	<u>268, 700</u>
65	<u>259, 900</u>	<u>298, 200</u>	<u>250, 800</u>	<u>268, 900</u>
66	<u>260, 200</u>	<u>298, 800</u>	<u>251, 100</u>	<u>269, 200</u>
67	<u>260, 500</u>	<u>299, 300</u>	<u>251, 400</u>	<u>269, 500</u>
68	<u>260, 800</u>	<u>299, 900</u>	<u>251, 600</u>	<u>269, 700</u>
69	<u>261, 100</u>	<u>300, 300</u>	<u>251, 800</u>	<u>269, 900</u>
70	<u>261, 400</u>	<u>300, 800</u>	<u>252, 100</u>	<u>270, 200</u>
71	<u>261, 700</u>	<u>301, 300</u>	<u>252, 400</u>	<u>270, 500</u>
72	<u>262, 000</u>	<u>301, 900</u>	<u>252, 600</u>	<u>270, 700</u>

53	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>	<u>237, 800</u>	<u>255, 800</u>
54	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>	<u>238, 100</u>	<u>256, 200</u>
55	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>	<u>238, 400</u>	<u>256, 600</u>
56	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>	<u>238, 700</u>	<u>257, 000</u>
57	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>	<u>238, 900</u>	<u>257, 300</u>
58	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>	<u>239, 200</u>	<u>257, 700</u>
59	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>	<u>239, 500</u>	<u>258, 100</u>
60	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>	<u>239, 700</u>	<u>258, 400</u>
61	<u>248, 500</u>	<u>286, 700</u>	<u>239, 900</u>	<u>258, 700</u>
62	<u>248, 800</u>	<u>287, 400</u>	<u>240, 200</u>	<u>259, 100</u>
63	<u>249, 100</u>	<u>288, 000</u>	<u>240, 500</u>	<u>259, 500</u>
64	<u>249, 400</u>	<u>288, 500</u>	<u>240, 700</u>	<u>259, 800</u>
65	<u>249, 700</u>	<u>289, 000</u>	<u>240, 900</u>	<u>260, 100</u>
66	<u>250, 000</u>	<u>289, 600</u>	<u>241, 200</u>	<u>260, 400</u>
67	<u>250, 300</u>	<u>290, 100</u>	<u>241, 500</u>	<u>260, 700</u>
68	<u>250, 600</u>	<u>290, 700</u>	<u>241, 700</u>	<u>260, 900</u>
69	<u>250, 900</u>	<u>291, 200</u>	<u>241, 900</u>	<u>261, 100</u>
70	<u>251, 200</u>	<u>291, 700</u>	<u>242, 200</u>	<u>261, 400</u>
71	<u>251, 500</u>	<u>292, 300</u>	<u>242, 500</u>	<u>261, 700</u>
72	<u>251, 800</u>	<u>292, 900</u>	<u>242, 700</u>	<u>261, 900</u>

73	<u>262, 300</u>	<u>302, 400</u>	<u>252, 800</u>	<u>270, 900</u>
74	<u>262, 600</u>	<u>302, 800</u>	<u>253, 100</u>	<u>271, 200</u>
75	<u>262, 900</u>	<u>303, 100</u>	<u>253, 400</u>	<u>271, 500</u>
76	<u>263, 200</u>	<u>303, 400</u>	<u>253, 600</u>	<u>271, 700</u>
77	<u>263, 500</u>	<u>303, 600</u>	<u>253, 800</u>	<u>271, 900</u>
78	<u>263, 800</u>	<u>303, 900</u>	<u>254, 100</u>	<u>272, 200</u>
79	<u>264, 100</u>	<u>304, 100</u>	<u>254, 400</u>	<u>272, 500</u>
80	<u>264, 400</u>	<u>304, 400</u>	<u>254, 600</u>	<u>272, 700</u>
81	<u>264, 700</u>	<u>304, 600</u>	<u>254, 800</u>	<u>272, 900</u>
82	<u>265, 000</u>	<u>304, 800</u>	<u>255, 100</u>	<u>273, 200</u>
83	<u>265, 300</u>	<u>305, 100</u>	<u>255, 300</u>	<u>273, 500</u>
84	<u>265, 600</u>	<u>305, 300</u>	<u>255, 600</u>	<u>273, 700</u>
85	<u>265, 900</u>	<u>305, 600</u>	<u>255, 800</u>	<u>273, 900</u>
86	<u>266, 200</u>	<u>305, 800</u>	<u>256, 000</u>	<u>274, 100</u>
87	<u>266, 500</u>	<u>306, 100</u>	<u>256, 300</u>	<u>274, 400</u>
88	<u>266, 800</u>	<u>306, 400</u>	<u>256, 600</u>	<u>274, 700</u>
89	<u>267, 100</u>	<u>306, 700</u>	<u>256, 800</u>	<u>274, 900</u>
90	<u>267, 400</u>	<u>307, 000</u>	<u>257, 100</u>	<u>275, 100</u>
91	<u>267, 700</u>	<u>307, 300</u>	<u>257, 400</u>	<u>275, 400</u>
92	<u>268, 000</u>	<u>307, 600</u>	<u>257, 600</u>	<u>275, 600</u>

73	<u>252, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>242, 900</u>	<u>262, 100</u>
74	<u>252, 400</u>	<u>293, 900</u>	<u>243, 200</u>	<u>262, 400</u>
75	<u>252, 700</u>	<u>294, 300</u>	<u>243, 500</u>	<u>262, 700</u>
76	<u>253, 000</u>	<u>294, 600</u>	<u>243, 700</u>	<u>262, 900</u>
77	<u>253, 300</u>	<u>294, 800</u>	<u>243, 900</u>	<u>263, 100</u>
78	<u>253, 600</u>	<u>295, 100</u>	<u>244, 200</u>	<u>263, 400</u>
79	<u>253, 900</u>	<u>295, 300</u>	<u>244, 500</u>	<u>263, 700</u>
80	<u>254, 200</u>	<u>295, 600</u>	<u>244, 700</u>	<u>263, 900</u>
81	<u>254, 500</u>	<u>295, 800</u>	<u>244, 900</u>	<u>264, 100</u>
82	<u>254, 800</u>	<u>296, 000</u>	<u>245, 200</u>	<u>264, 400</u>
83	<u>255, 100</u>	<u>296, 300</u>	<u>245, 400</u>	<u>264, 700</u>
84	<u>255, 400</u>	<u>296, 500</u>	<u>245, 700</u>	<u>264, 900</u>
85	<u>255, 700</u>	<u>296, 800</u>	<u>245, 900</u>	<u>265, 100</u>
86	<u>256, 000</u>	<u>297, 100</u>	<u>246, 100</u>	<u>265, 300</u>
87	<u>256, 300</u>	<u>297, 400</u>	<u>246, 400</u>	<u>265, 600</u>
88	<u>256, 600</u>	<u>297, 700</u>	<u>246, 700</u>	<u>265, 900</u>
89	<u>256, 900</u>	<u>298, 000</u>	<u>246, 900</u>	<u>266, 100</u>
90	<u>257, 200</u>	<u>298, 300</u>	<u>247, 200</u>	<u>266, 300</u>
91	<u>257, 500</u>	<u>298, 600</u>	<u>247, 500</u>	<u>266, 600</u>
92	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>	<u>247, 700</u>	<u>266, 800</u>

93	<u>268, 300</u>	<u>307, 800</u>	<u>257, 800</u>	<u>275, 900</u>
94		<u>308, 000</u>	<u>258, 100</u>	<u>276, 200</u>
95		<u>308, 300</u>	<u>258, 400</u>	<u>276, 500</u>
96		<u>308, 700</u>	<u>258, 600</u>	<u>276, 700</u>
97		<u>308, 900</u>	<u>258, 800</u>	<u>276, 900</u>
98		<u>309, 200</u>	<u>259, 100</u>	<u>277, 200</u>
99		<u>309, 500</u>	<u>259, 400</u>	<u>277, 400</u>
100		<u>309, 900</u>	<u>259, 600</u>	<u>277, 700</u>
101		<u>310, 100</u>	<u>259, 800</u>	<u>277, 900</u>
102		<u>310, 400</u>	<u>260, 100</u>	<u>278, 100</u>
103		<u>310, 700</u>	<u>260, 400</u>	<u>278, 400</u>
104		<u>311, 000</u>	<u>260, 600</u>	<u>278, 700</u>
105		<u>311, 200</u>	<u>260, 800</u>	<u>278, 900</u>
106		<u>311, 500</u>		<u>279, 100</u>
107		<u>311, 800</u>		<u>279, 400</u>
108		<u>312, 100</u>		<u>279, 600</u>
109		<u>312, 300</u>		<u>279, 900</u>
110		<u>312, 600</u>		<u>280, 200</u>
111		<u>313, 000</u>		<u>280, 500</u>
112		<u>313, 300</u>		<u>280, 700</u>

93		<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>	<u>247, 900</u>	<u>267, 100</u>
94			<u>299, 400</u>	<u>248, 200</u>	<u>267, 400</u>
95			<u>299, 700</u>	<u>248, 500</u>	<u>267, 700</u>
96			<u>300, 100</u>	<u>248, 700</u>	<u>267, 900</u>
97			<u>300, 300</u>	<u>248, 900</u>	<u>268, 100</u>
98			<u>300, 600</u>	<u>249, 200</u>	<u>268, 400</u>
99			<u>301, 000</u>	<u>249, 500</u>	<u>268, 600</u>
100			<u>301, 400</u>	<u>249, 700</u>	<u>268, 900</u>
101			<u>301, 600</u>	<u>249, 900</u>	<u>269, 100</u>
102			<u>301, 900</u>	<u>250, 200</u>	<u>269, 300</u>
103			<u>302, 200</u>	<u>250, 500</u>	<u>269, 600</u>
104			<u>302, 500</u>	<u>250, 700</u>	<u>269, 900</u>
105			<u>302, 700</u>	<u>250, 900</u>	<u>270, 100</u>
106			<u>303, 000</u>		<u>270, 300</u>
107			<u>303, 300</u>		<u>270, 600</u>
108			<u>303, 600</u>		<u>270, 800</u>
109			<u>303, 800</u>		<u>271, 100</u>
110			<u>304, 200</u>		<u>271, 400</u>
111			<u>304, 600</u>		<u>271, 700</u>
112			<u>304, 900</u>		<u>271, 900</u>

113		<u>313, 500</u>		<u>280, 900</u>
114		<u>313, 700</u>		<u>281, 200</u>
115		<u>314, 000</u>		<u>281, 400</u>
116		<u>314, 400</u>		<u>281, 600</u>
117		<u>314, 600</u>		<u>281, 900</u>
118		<u>314, 800</u>		<u>282, 200</u>
119		<u>315, 100</u>		<u>282, 500</u>
120		<u>315, 400</u>		<u>282, 700</u>
121		<u>315, 700</u>		<u>282, 900</u>
122		<u>315, 900</u>		<u>283, 100</u>
123		<u>316, 200</u>		<u>283, 400</u>
124		<u>316, 500</u>		<u>283, 700</u>
125		<u>316, 800</u>		<u>283, 900</u>
126				<u>284, 100</u>
127				<u>284, 400</u>
128				<u>284, 700</u>
129				<u>284, 900</u>
130				<u>285, 100</u>
131				<u>285, 400</u>
132				<u>285, 700</u>

113		<u>305, 100</u>		<u>272, 100</u>
114		<u>305, 300</u>		<u>272, 400</u>
115		<u>305, 600</u>		<u>272, 600</u>
116		<u>306, 000</u>		<u>272, 800</u>
117		<u>306, 200</u>		<u>273, 100</u>
118		<u>306, 400</u>		<u>273, 400</u>
119		<u>306, 700</u>		<u>273, 700</u>
120		<u>307, 000</u>		<u>273, 900</u>
121		<u>307, 400</u>		<u>274, 100</u>
122		<u>307, 600</u>		<u>274, 300</u>
123		<u>307, 900</u>		<u>274, 600</u>
124		<u>308, 200</u>		<u>274, 900</u>
125		<u>308, 500</u>		<u>275, 100</u>
126				<u>275, 300</u>
127				<u>275, 600</u>
128				<u>275, 900</u>
129				<u>276, 100</u>
130				<u>276, 300</u>
131				<u>276, 600</u>
132				<u>276, 900</u>

133				<u>285,900</u>
134				<u>286,100</u>
135				<u>286,400</u>
136				<u>286,700</u>
137				<u>286,900</u>

133				<u>277,100</u>
134				<u>277,300</u>
135				<u>277,600</u>
136				<u>277,900</u>
137				<u>278,100</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

民間端末機による交付事務の特例を設けるため、本案を提出するものである。

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
附 則 1~4 (略) <u>(民間端末機による交付事務の特例)</u>	附 則 1~4 (略)						
5 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間において、民間端末機(飯塚市印鑑条例第13条に規定する民間端末機をいう。)により交付する手数料を徴する事務、名称及び金額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。							
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係							
<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>戸籍法第10条第1項、 第10条の2第1項から 第5項まで若しくは第 126条の規定に基づく 戸籍の謄本又は抄本 の交付</td><td>戸籍の謄本又は抄本 の交付</td><td>1通につき 350円</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	戸籍法第10条第1項、 第10条の2第1項から 第5項まで若しくは第 126条の規定に基づく 戸籍の謄本又は抄本 の交付	戸籍の謄本又は抄本 の交付	1通につき 350円	
事務	名称	金額					
戸籍法第10条第1項、 第10条の2第1項から 第5項まで若しくは第 126条の規定に基づく 戸籍の謄本又は抄本 の交付	戸籍の謄本又は抄本 の交付	1通につき 350円					
(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係							
<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	事務	名称	金額				
事務	名称	金額					

<u>住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項及び第2項の規定による住民票の写しの交付</u>	<u>住民票の写しの交付</u>	<u>1通につき 200円</u>
<u>住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定による戸籍の附票の写しの交付</u>	<u>戸籍の附票の写しの交付</u>	<u>1通につき 200円</u>

(3) その他

事務	名称	金額
<u>飯塚市印鑑条例(平成18年飯塚市条例第164号)第12条の規定による印鑑登録証明書の交付</u>	<u>印鑑登録証明書の交付</u>	<u>1通につき 200円</u>
<u>市民税課税(非課税)に関する証明書の交付</u>		<u>1件につき 200円</u>

<u>所得(収入)に関する</u>		<u>1件につき 200円</u>
<u>証明書の交付</u>		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号)及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年福岡県条例第42号)の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市教育職員の給与等に関する条例(平成21年飯塚市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(教職調整額) 第5条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条第1項の規定により、教育職員にその者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。 2 (略) (地域手当) 第7条 (略) 2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の5.4</u> を乗じて得た額とする。 別表(第4条、第14条関係)	(教職調整額) 第5条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条第1項の規定により、教育職員にその者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。 2 (略) (地域手当) 第7条 (略) 2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の1.8</u> を乗じて得た額とする。 別表(第4条、第14条関係)	
	(単位：円)	
号給	給料月額	義務教育等教員特別手当
1号給	212,900	(略)
2号給	215,300	(略)
3号給	217,600	(略)
		(単位：円)
号給	給料月額	義務教育等教員特別手当
1号給	199,900	(略)
2号給	202,200	(略)
3号給	204,500	(略)

4号給	<u>219,900</u>	(略)
5号給	<u>222,100</u>	(略)
6号給	<u>224,400</u>	(略)
7号給	<u>226,600</u>	(略)
8号給	<u>228,800</u>	(略)
9号給	<u>231,000</u>	(略)
10号給	<u>233,200</u>	(略)
11号給	<u>235,400</u>	(略)
12号給	<u>237,600</u>	(略)
13号給	<u>239,800</u>	(略)
14号給	<u>241,900</u>	(略)
15号給	<u>244,000</u>	(略)
16号給	<u>246,100</u>	(略)
17号給	<u>248,200</u>	(略)
18号給	<u>250,000</u>	(略)
19号給	<u>251,700</u>	(略)
20号給	<u>253,400</u>	(略)
21号給	<u>255,100</u>	(略)
22号給	<u>256,400</u>	(略)
23号給	<u>257,700</u>	(略)

4号給	<u>206,700</u>	(略)
5号給	<u>208,900</u>	(略)
6号給	<u>211,200</u>	(略)
7号給	<u>213,400</u>	(略)
8号給	<u>215,600</u>	(略)
9号給	<u>217,800</u>	(略)
10号給	<u>220,000</u>	(略)
11号給	<u>222,200</u>	(略)
12号給	<u>224,400</u>	(略)
13号給	<u>226,600</u>	(略)
14号給	<u>228,700</u>	(略)
15号給	<u>230,800</u>	(略)
16号給	<u>232,900</u>	(略)
17号給	<u>235,000</u>	(略)
18号給	<u>236,800</u>	(略)
19号給	<u>238,500</u>	(略)
20号給	<u>240,200</u>	(略)
21号給	<u>241,900</u>	(略)
22号給	<u>243,200</u>	(略)
23号給	<u>244,500</u>	(略)

24号給	<u>258, 900</u>	(略)
25号給	<u>260, 100</u>	(略)
26号給	<u>261, 200</u>	(略)
27号給	<u>262, 300</u>	(略)
28号給	<u>263, 400</u>	(略)
29号給	<u>264, 600</u>	(略)
30号給	<u>265, 700</u>	(略)
31号給	<u>266, 800</u>	(略)
32号給	<u>267, 800</u>	(略)
33号給	<u>268, 900</u>	(略)
34号給	<u>269, 900</u>	(略)
35号給	<u>270, 900</u>	(略)
36号給	<u>272, 000</u>	(略)
37号給	<u>273, 200</u>	(略)
38号給	<u>274, 100</u>	(略)
39号給	<u>275, 100</u>	(略)
40号給	<u>276, 200</u>	(略)
41号給	<u>277, 400</u>	(略)
42号給	<u>278, 500</u>	(略)
43号給	<u>279, 600</u>	(略)

24号給	<u>245, 800</u>	(略)
25号給	<u>247, 000</u>	(略)
26号給	<u>248, 100</u>	(略)
27号給	<u>249, 200</u>	(略)
28号給	<u>250, 300</u>	(略)
29号給	<u>251, 500</u>	(略)
30号給	<u>252, 800</u>	(略)
31号給	<u>254, 000</u>	(略)
32号給	<u>255, 200</u>	(略)
33号給	<u>256, 300</u>	(略)
34号給	<u>257, 500</u>	(略)
35号給	<u>258, 700</u>	(略)
36号給	<u>259, 900</u>	(略)
37号給	<u>261, 100</u>	(略)
38号給	<u>262, 300</u>	(略)
39号給	<u>263, 500</u>	(略)
40号給	<u>264, 700</u>	(略)
41号給	<u>265, 900</u>	(略)
42号給	<u>267, 000</u>	(略)
43号給	<u>268, 100</u>	(略)

44号給	<u>280, 700</u>	(略)
45号給	<u>281, 600</u>	(略)
46号給	<u>282, 400</u>	(略)
47号給	<u>283, 200</u>	(略)
48号給	<u>284, 000</u>	(略)
49号給	<u>284, 600</u>	(略)
50号給	<u>285, 400</u>	(略)
51号給	<u>286, 100</u>	(略)
52号給	<u>286, 800</u>	(略)
53号給	<u>287, 600</u>	(略)
54号給	<u>288, 400</u>	(略)
55号給	<u>289, 000</u>	(略)
56号給	<u>289, 700</u>	(略)
57号給	<u>290, 400</u>	(略)
58号給	<u>291, 200</u>	(略)
59号給	<u>292, 000</u>	(略)
60号給	<u>292, 600</u>	(略)
61号給	<u>293, 200</u>	(略)
62号給	<u>293, 900</u>	(略)
63号給	<u>294, 600</u>	(略)

44号給	<u>269, 200</u>	(略)
45号給	<u>270, 200</u>	(略)
46号給	<u>271, 000</u>	(略)
47号給	<u>271, 800</u>	(略)
48号給	<u>272, 600</u>	(略)
49号給	<u>273, 300</u>	(略)
50号給	<u>274, 100</u>	(略)
51号給	<u>274, 800</u>	(略)
52号給	<u>275, 500</u>	(略)
53号給	<u>276, 300</u>	(略)
54号給	<u>277, 100</u>	(略)
55号給	<u>277, 900</u>	(略)
56号給	<u>278, 600</u>	(略)
57号給	<u>279, 300</u>	(略)
58号給	<u>280, 100</u>	(略)
59号給	<u>280, 900</u>	(略)
60号給	<u>281, 600</u>	(略)
61号給	<u>282, 200</u>	(略)
62号給	<u>282, 900</u>	(略)
63号給	<u>283, 600</u>	(略)

64号給	<u>295, 100</u>	(略)
65号給	<u>295, 800</u>	(略)
66号給	<u>296, 500</u>	(略)
67号給	<u>297, 100</u>	(略)
68号給	<u>297, 700</u>	(略)
69号給	<u>298, 400</u>	(略)
70号給	<u>299, 100</u>	(略)
71号給	<u>299, 700</u>	(略)
72号給	<u>300, 400</u>	(略)
73号給	<u>300, 900</u>	(略)
74号給	<u>301, 500</u>	(略)
75号給	<u>302, 200</u>	(略)
76号給	<u>302, 700</u>	(略)
77号給	<u>303, 300</u>	(略)
78号給	<u>303, 900</u>	(略)
79号給	<u>304, 500</u>	(略)
80号給	<u>305, 100</u>	(略)
81号給	<u>305, 600</u>	(略)
82号給	<u>306, 100</u>	(略)
83号給	<u>306, 700</u>	(略)

64号給	<u>284, 200</u>	(略)
65号給	<u>284, 900</u>	(略)
66号給	<u>285, 600</u>	(略)
67号給	<u>286, 300</u>	(略)
68号給	<u>287, 000</u>	(略)
69号給	<u>287, 700</u>	(略)
70号給	<u>288, 500</u>	(略)
71号給	<u>289, 200</u>	(略)
72号給	<u>289, 900</u>	(略)
73号給	<u>290, 400</u>	(略)
74号給	<u>291, 100</u>	(略)
75号給	<u>291, 800</u>	(略)
76号給	<u>292, 400</u>	(略)
77号給	<u>293, 000</u>	(略)
78号給	<u>293, 700</u>	(略)
79号給	<u>294, 300</u>	(略)
80号給	<u>294, 900</u>	(略)
81号給	<u>295, 500</u>	(略)
82号給	<u>296, 100</u>	(略)
83号給	<u>296, 700</u>	(略)

84号給	<u>307, 300</u>	(略)
85号給	<u>307, 700</u>	(略)
86号給	<u>308, 100</u>	(略)
87号給	<u>308, 600</u>	(略)
88号給	<u>309, 100</u>	(略)
89号給	<u>309, 500</u>	(略)
90号給	<u>310, 000</u>	(略)
91号給	<u>310, 400</u>	(略)
92号給	<u>310, 900</u>	(略)
93号給	<u>311, 200</u>	(略)
94号給	<u>311, 700</u>	(略)
95号給	<u>312, 200</u>	(略)
96号給	<u>312, 600</u>	(略)
97号給	<u>312, 900</u>	(略)
98号給	<u>313, 300</u>	(略)
99号給	<u>313, 700</u>	(略)
100号給	<u>314, 100</u>	(略)
101号給	<u>314, 500</u>	(略)
102号給	<u>314, 800</u>	(略)
103号給	<u>315, 100</u>	(略)

84号給	<u>297, 300</u>	(略)
85号給	<u>297, 800</u>	(略)
86号給	<u>298, 300</u>	(略)
87号給	<u>298, 800</u>	(略)
88号給	<u>299, 300</u>	(略)
89号給	<u>299, 700</u>	(略)
90号給	<u>300, 300</u>	(略)
91号給	<u>300, 800</u>	(略)
92号給	<u>301, 300</u>	(略)
93号給	<u>301, 600</u>	(略)
94号給	<u>302, 100</u>	(略)
95号給	<u>302, 600</u>	(略)
96号給	<u>303, 000</u>	(略)
97号給	<u>303, 400</u>	(略)
98号給	<u>303, 900</u>	(略)
99号給	<u>304, 400</u>	(略)
100号給	<u>304, 800</u>	(略)
101号給	<u>305, 200</u>	(略)
102号給	<u>305, 600</u>	(略)
103号給	<u>306, 000</u>	(略)

104号給	<u>315, 400</u>	(略)
105号給	<u>315, 600</u>	(略)
106号給	<u>315, 900</u>	(略)
107号給	<u>316, 200</u>	(略)
108号給	<u>316, 400</u>	(略)
109号給	<u>316, 600</u>	(略)
110号給	<u>316, 800</u>	(略)
111号給	<u>317, 100</u>	(略)
112号給	<u>317, 400</u>	(略)
113号給	<u>317, 600</u>	(略)
114号給	<u>317, 800</u>	(略)
115号給	<u>318, 000</u>	(略)
116号給	<u>318, 300</u>	(略)
117号給	<u>318, 600</u>	(略)
118号給	<u>318, 800</u>	(略)
119号給	<u>319, 100</u>	(略)
120号給	<u>319, 400</u>	(略)
121号給	<u>319, 600</u>	(略)
122号給	<u>319, 800</u>	(略)
123号給	<u>320, 000</u>	(略)

104号給	<u>306, 300</u>	(略)
105号給	<u>306, 500</u>	(略)
106号給	<u>306, 800</u>	(略)
107号給	<u>307, 100</u>	(略)
108号給	<u>307, 300</u>	(略)
109号給	<u>307, 500</u>	(略)
110号給	<u>307, 700</u>	(略)
111号給	<u>308, 000</u>	(略)
112号給	<u>308, 300</u>	(略)
113号給	<u>308, 500</u>	(略)
114号給	<u>308, 700</u>	(略)
115号給	<u>308, 900</u>	(略)
116号給	<u>309, 200</u>	(略)
117号給	<u>309, 500</u>	(略)
118号給	<u>309, 700</u>	(略)
119号給	<u>310, 000</u>	(略)
120号給	<u>310, 300</u>	(略)
121号給	<u>310, 500</u>	(略)
122号給	<u>310, 700</u>	(略)
123号給	<u>310, 900</u>	(略)

124号給	<u>320,300</u>	(略)
125号給	<u>320,600</u>	(略)
126号給	<u>320,800</u>	(略)
127号給	<u>321,100</u>	(略)
128号給	<u>321,300</u>	(略)
129号給	<u>321,500</u>	(略)
130号給	<u>321,800</u>	(略)
131号給	<u>322,100</u>	(略)
132号給	<u>322,300</u>	(略)
133号給	<u>322,500</u>	(略)
134号給	<u>322,800</u>	(略)
135号給	<u>323,100</u>	(略)
136号給	<u>323,300</u>	(略)
137号給	<u>323,500</u>	(略)

124号給	<u>311,200</u>	(略)
125号給	<u>311,500</u>	(略)
126号給	<u>311,700</u>	(略)
127号給	<u>312,000</u>	(略)
128号給	<u>312,200</u>	(略)
129号給	<u>312,400</u>	(略)
130号給	<u>312,700</u>	(略)
131号給	<u>313,000</u>	(略)
132号給	<u>313,200</u>	(略)
133号給	<u>313,400</u>	(略)
134号給	<u>313,700</u>	(略)
135号給	<u>314,000</u>	(略)
136号給	<u>314,200</u>	(略)
137号給	<u>314,400</u>	(略)

(飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和2年飯塚市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

1 (略)

1 (略)

(地域手当等に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯塚市教育職員の給与等に関する条例
(以下「教職員給与条例」という。)第7条第2項の規定にかかわらず、当分の間、その者の受ける給料月額のほか、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の5.4(以下「現給支給割合」という。)を乗じて得た地域手当の月額からこの条例による改正後の教職員給与条例第7条第2項の規定により得た地域手当の月額を減じた額を給料として支給する。
- 3 前項の規定による給料を支給される職員の期末手当及び勤勉手当の額は、この条例による改正後の教職員給与条例第7条第2項に定める割合を用いて算定される期末手当又は勤勉手当(以下この項において「改正後の期末手当又は勤勉手当」という。)の額に現給支給割合を用いて算定される期末手当又は勤勉手当の額から改正後の期末手当又は勤勉手当の額を減じた額を加算した額とする。
- 4 第2項の規定による給料を支給される職員の教職員給与条例第15条の規定により準用される飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第18条の規定における第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額については、この条例による改正後

の教職員給与条例第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第2項の規定による給料を支給される職員に係る飯塚市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成18年飯塚市条例第27号)の規定及びこれに基づく規則等の規定の適用については、同項の給料は、教職員給与条例第5条の給料としない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第5条第1項の改正規定及び第7条第2項の改正規定並びに第2条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の飯塚市教育職員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の飯塚市教育職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教職調整額に関する経過措置)

- 4 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第1条の規定による改正後の飯塚市教育職員の給与等に関する条例第5条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	100分の5
------------------------	--------

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から令和10年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から令和11年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から令和12年12月31日まで	100分の9

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正等に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(最低基準の向上) 第4条 市長は、 <u>飯塚市こども審議会条例(令和7年飯塚市条例第12号)</u> 第1条の <u>飯塚市こども審議会</u> の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	(最低基準の向上) 第4条 市長は、 <u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u> の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 (略)	2 (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 (略)
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u> が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲</u>	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>

げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児 又は幼児(以下「乳幼児」と いう。)の利用開始前の健康 診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開 始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開 始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断</u>

3・4 (略)

3・4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例(平成18年飯塚市条例第139号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(障がい者施設等に入所した場合の特例) 第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、 <u>同条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、 <u>同条第29項</u> に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)、同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。 2 (略)	(障がい者施設等に入所した場合の特例) 第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、 <u>同条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、 <u>同条第28項</u> に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)、同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

太郎丸二区集会所を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

飯塚市集会所及び生活館条例(平成18年飯塚市条例第143号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
名称	位置
(略)	(略)
楽市東区第2集会所	飯塚市楽市4番地
高田集会所	飯塚市高田61番地5
(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

災害その他非常の場合において、他市町村長の指定を受けた事業者が工事を行うことができるようにして、併せて条文の整備を行うため、本案を提出するものである。

飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(飯塚市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第10条 給水装置工事は、法第16条の2第1項の規定により企業管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)がしなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下、この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(工事の施工)</p> <p>第10条 給水装置工事は、法第16条の2第1項の規定により企業管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)がしなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)
(メーターの貸与)	(メーターの貸与)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 前項の保管者は、善良な <u>管理者</u> の注意をもってメーターを管理しなければならない。	2 前項の保管者は、善良な <u>企業管理者</u> の注意をもってメーターを管理しなければならない。
3 (略)	3 (略)

(飯塚市工業用水道条例の一部改正)

第2条 飯塚市工業用水道条例(平成18年飯塚市条例第211号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理(第8条—第14条) 第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理 (工事の <u>施工</u>) 第10条 給水装置工事の設計及び <u>施工</u> は、企業管理者の承認した設計に基づき、企業管理者の指定する者に <u>施工</u> させなければならぬ。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下、この項において同じ。)又は他の市町村長が指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u>	第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理(第8条—第14条) 第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理 (工事の <u>施工</u>) 第10条 給水装置工事の設計及び <u>施工</u> は、企業管理者の承認した設計に基づき、企業管理者の指定する者に <u>施工</u> させなければならぬ。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下、この項において同じ。)又は他の市町村長が指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u>
2 (略) (給水装置の管理) 第12条 使用者は、善良な <u>管理者</u> の注意をもって給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに企業管理者に届け出なければならない。	2 (略) (給水装置の管理) 第12条 使用者は、善良な <u>企業管理者</u> の注意をもって給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに企業管理者に届け出なければならない。
2～4 (略) (給水装置の変更) 第14条 企業管理者は、配水管の移動その他によって給水装置に変	2～4 (略) (給水装置の変更) 第14条 企業管理者は、配水管の移動その他によって給水装置に変

更を加える工事を必要とするときは、使用者の同意がなくても工事を施行することができる。

2 (略)

更を加える工事を必要とするときは、使用者の同意がなくても工事を施工することができる。

2 (略)

(飯塚市下水道条例の一部改正)

第3条 飯塚市下水道条例(平成18年飯塚市条例第212号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の新設等の工事は、企業管理者が指定した排水設備事業者(以下「指定業者」という。)に施行させなければならぬ。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとときは、この限りでない。</u>	(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の新設等の工事は、企業管理者が指定した排水設備事業者(以下「指定業者」という。)に施行させなければならない。
2 (略)	2 (略)
(汚水排出量の認定)	(汚水排出量の認定)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 使用者は、善良なる <u>管理者</u> の注意をもって前項の装置を管理し、	3 使用者は、善良なる <u>企業管理者</u> の注意をもって前項の装置を管

使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(占用料)

第27条 企業管理者は、前条の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

2 (略)

第37条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(10) (略)

(11) 第6条第1項若しくは第14条又は第18条第1項第3号若しくは第26条の規定による申請書又は書類、第6条第2項前段、第14条又は第15条第1項若しくは第2項又は第21条の規定による届出書又は資料で不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者

別表第2(第25条関係)

手数料

理し、使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(占用料)

第27条 企業管理者は、前条の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法昭和27年法律第292号第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

2 (略)

第37条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(10) (略)

(11) 第6条第1項若しくは第14条又は第18条第1項第3号若しくは第26条の規定による申請書又は書類、第6条第2項前段、第14条又は第15条第1項若しくは第2項又は第21条の規定による届出書又は資料で記載のあるものを提出した申請者又は届出者

別表第2(第25条関係)

手数料

種別		単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
4	公簿、公文書、図面の写し(日 本産業規格A列3番)	1枚につき	300円
(略)	(略)	(略)	(略)

種別		単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
4	公簿、公文書、図面の写し(日 本産業規格A列3番)	1件につき	300円
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部を適用するため、本案を提出するものである。

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、うぐいす台団地周辺における生活環境の整備及び水質保全を図り、併せて公共用海域の水質保全に寄与するために設置するうぐいす台団地汚水処理施設の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び処理区域)

第2条 汚水処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表第1のとおりとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 し尿及び生活雑排水(工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。)をいう。
- (2) 施設 汚水を排除するために設けられる排水管その他の排水施設及びこれに接続して汚水を処理するために設けられる施設で企業局が管理するものをいう。

- (3) 排水設備 汚水を施設に流入させるために必要な排水管その他の排水施設で使用者が管理するものをいう。
- (4) 除害施設 施設の維持管理に支障を来すおそれのある汚水を排除するため必要な施設をいう。
- (5) 使用者 汚水を施設に排除してこれを使用する者をいう。

(排水設備の設置義務)

第4条 使用者及び処理区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、排水設備を設置し、し尿等を排水施設に排除するときは、水洗によってこれを行わなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第5条 排水設備の新設、改造、修理又は撤去(以下「排水設備の新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ企業管理者の定めるところにより企業管理者に申請し、その確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあっては、この限りでない。

(除害施設の設置)

第6条 企業管理者は、管理上必要があるときは、使用者に除害施設の設置を命ずることができる。

(排水設備の工事の施行)

第7条 排水設備の新設等の工事は、企業管理者が指定した排水設備事業者に施行させなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(排水設備工事の検査)

第8条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、速やかに企業管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

- 2 企業管理者は、前項の届出があった場合は、排水設備工事責任技術者の立会いのもとに工事の検査を行うものとする。
- 3 排水設備の新設等を行った者は、前項の検査の結果、改修を指示された場合は、

速やかに処置し、再検査を受けなければならない。

(工事費の負担)

第9条 排水設備の新設等に要する費用は、その全部を使用者が負担しなければならない。

(無断接続に対する措置)

第10条 企業管理者は、無断で排水設備を施設に接続した者に対し直ちに排水設備の撤去、改修又は使用停止を命ずることができる。

(使用開始等の届出)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業管理者が定めるところにより、遅滞なく、その旨を企業管理者に届け出なければならない。

- (1) 施設の使用を開始し、又は再開するとき。
- (2) 施設の使用を休止し、又は廃止するとき。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業管理者が定めるところにより、遅滞なく、その旨を企業管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 排水設備の所有者に変更があったとき。

(所有権の移転)

第12条 前条第2項第2号の届出があったときは、排水設備の所有権を移転したものと認め、工事費その他排水に関する前所有者の一切の権利義務を引き継いだものとみなす。

(使用者の管理上の責任)

第13条 使用者は、汚水に粗大物が混入しないよう善良な管理と注意をもって排水設備を管理し、異常があるときは直ちに企業管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は使用者の負担とする。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者の責任とする。

(使用料の徴収)

第14条 企業管理者は、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、月の中途において施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合においても、これを徴収する。

3 使用者が第11条の届出をしないで施設を使用した場合は、使用開始の日に遡って使用料を徴収する。

(使用料)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2の定めるところにより算定した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(汚水排出量の認定)

第16条 使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は使用者の使用態様を勘案して企業管理者が認定する。

2 企業管理者は、前項第2号の規定による認定をするため必要があると認めたときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

3 使用者は、善良なる管理者の注意をもって前項の装置を管理し、使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を亡失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(使用料の算定方法)

第17条 使用料の算定は、飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)第24条の水道料金算定の例による。

(使用料の徴収方法)

第18条 使用料の徴収方法は、飯塚市水道事業給水条例第30条の水道料金の徴収方法の例による。

(資料の提出)

第19条 企業管理者は、使用料を算出するために使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第20条 企業管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(督促)

第21条 企業管理者は、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、納期後20日以内に督促状に納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
(手数料)

第22条 企業管理者は、別表第3の区分により手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、還付しない。

(排水設備の切離し)

第23条 企業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で施設の管理上必要があると認めたときは、排水設備を切り離すことができる。

- (1) 使用者の所在が不明で排水設備の使用がないとき。
- (2) 排水設備が使用停止の状態にあって将来とも使用の見込みがないとき。

(公共ます及び取付管の新設)

第24条 使用者は、特別の理由により公共ます及び取付管の新設を必要とする場合は、企業管理者にその旨を申し出なければならない。

2 前項の規定により公共ます及び取付管を新設した場合、企業管理者は使用者にその費用の全部又は一部を負担させることができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理者が定める。

(過料)

第26条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等の工事を実施した者
- (3) 第6条の規定による命令に違反した者
- (4) 第7条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (5) 排水設備の新設等を行って第8条第1項の規定による届出を行わなかった者
- (6) 第11条の規定による届出を怠った者
- (7) 第19条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (8) 第5条の規定による申請書又は書類、第11条又は第19条の規定による届出書又は資料で不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者

第27条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5

円とする。)以下の過料に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者及びその法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例(令和7年飯塚市条例第 号)第1条の規定による改正前の飯塚市汚水処理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号。次項及び第4項において「旧飯塚市汚水処理施設条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までの使用に係る旧飯塚市汚水処理施設条例の規定による使用料については、なお旧飯塚市汚水処理施設条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧飯塚市汚水処理施設条例の例による。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	処理区域
うぐいす台団地汚水処理施設	飯塚市大分1510番地	大分駅前団地 うぐいす台団地 その他大分の一部

別表第2(第15条関係)

区分	基本料金	使用料
し尿及び生活雑排水	月額1,000円	水道使用水量1m ³ 当たり 月額110円 (1m ³ 未満は全て切上げ)

別表第3(第22条関係)

種別	単位	金額
1 排水設備計画確認申請手数料	1件につき	1,000円
2 排水設備工事完了検査手数料	1件につき	1,000円

3	公簿、公文書、図面の閲覧	1件につき	300円
4	公簿、公文書、図面の写し(日本産業規格A1枚につき 列3番)	1枚につき	300円
5	諸証明手数料	1通につき	300円

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を
適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部を適用することに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(飯塚市汚水処理施設条例の一部改正)

第1条 飯塚市汚水処理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																					
<p>飯塚市穎田中央東団地汚水処理施設条例 (設置)</p> <p>第1条 穎田中央東団地地区における生活環境の整備及び水質保全を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、汚水処理施設を設置する。</p>	<p>飯塚市汚水処理施設条例 (設置)</p> <p>第1条 <u>うぐいす台団地周辺及び穎田中央東団地地区における生活環境の整備及び水質保全を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、汚水処理施設を設置する。</u></p>																					
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																					
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>処理区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>穎田中央東団地汚水処理施設</td><td>飯塚市鹿毛馬1667番地 13</td><td>穎田中央東団地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	処理区域	穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地 13	穎田中央東団地	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>処理区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>うぐいす台団地汚水処理施設</td><td>飯塚市大分1510番地</td><td>大分駅前団地</td></tr><tr><td></td><td></td><td>うぐいす台団地</td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他大分の一部</td></tr><tr><td>穎田中央東団地汚水処理施設</td><td>飯塚市鹿毛馬1667番地 13</td><td>穎田中央東団地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	処理区域	うぐいす台団地汚水処理施設	飯塚市大分1510番地	大分駅前団地			うぐいす台団地			その他大分の一部	穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地 13	穎田中央東団地
名称	位置	処理区域																				
穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地 13	穎田中央東団地																				
名称	位置	処理区域																				
うぐいす台団地汚水処理施設	飯塚市大分1510番地	大分駅前団地																				
		うぐいす台団地																				
		その他大分の一部																				
穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地 13	穎田中央東団地																				
別表第2(第14条関係)	別表第2(第14条関係)																					
	<p>1 <u>うぐいす台団地汚水処理施設使用料</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>基本料金</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>し尿及び生活雑排</td><td>月額1,000円</td><td>水道使用料1m³当たり 月額</td></tr></tbody></table>	区分	基本料金	使用料	し尿及び生活雑排	月額1,000円	水道使用料1m ³ 当たり 月額															
区分	基本料金	使用料																				
し尿及び生活雑排	月額1,000円	水道使用料1m ³ 当たり 月額																				

水	110円 (1m ³ 未満はすべて切上げ)
---	----------------------------------

2 頤田中央東団地汚水処理施設使用料

区分	基本料金	使用料
し尿及び生活雑排水	月額1,000円	<u>水道使用水量</u> 1m ³ 当たり 月額150円 (1m ³ 未満はすべて切上げ)

区分	基本料金	使用料
し尿及び生活雑排水	月額1,000円	<u>水道使用料</u> 1m ³ 当たり 月額150円 (1m ³ 未満はすべて切上げ)

(飯塚市特別会計設置条例の一部改正)

第2条 飯塚市特別会計設置条例(平成18年飯塚市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>飯塚市汚水処理事業特別会計 汚水処理事業</u></p>

(飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水及び工業用水を市民に供給し公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、並びに市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に次の事業を設置する。

(1)・(2) (略)

(3) 下水道事業 （公共下水道事業及びうぐいす台団地汚水処理事業をいう。以下同じ。）

(4) (略)

(経営の基本)

第3条 (略)

2 (略)

3 下水道事業の経営規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大処理能力は、飯塚市公共下水道事業計画及び筑豊広域都市計画下水道事業の定めるところによる。

(2) うぐいす台団地汚水処理事業の計画区域は、飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例(令和7年飯塚市条例第 号)別表第

(事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水及び工業用水を市民に供給し公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、並びに市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に次の事業を設置する。

(1)・(2) (略)

(3) 下水道事業

(4) (略)

(経営の基本)

第3条 (略)

2 (略)

3 下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大処理能力は、飯塚市公共下水道事業計画及び筑豊広域都市計画下水道事業の定めるところによる。

1に掲げる処理区域とし、計画処理人口は3,000人とする。

4 (略)

4 (略)

(飯塚市公営企業の利益の処分に関する条例の一部改正)

第4条 飯塚市公営企業の利益の処分に関する条例(平成24年飯塚市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度飯塚市水道事業、工業用水道事業、下水道事業<u>（公共下水道事業及びうぐいす台団地汚水処理事業をいう。）</u>及び病院事業(以下「各事業」という。)において生じた利益の処分について必要な事項を定めることにより、各事業の健全な運営に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度飯塚市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び病院事業(以下「各事業」という。)において生じた利益の処分について必要な事項を定めることにより、各事業の健全な運営に寄与することを目的とする。</p>

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第5条 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市上下水道事業経営審議会	水道事業、下水道事業 <u>(公共下水道事業及びうぐいす台団地汚水処理事業をいう。)</u> 及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等を総合的に審議すること。		飯塚市上下水道事業経営審議会	水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等を総合的に審議すること。
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
企業管理者	(略)	(略)	企業管理者	(略)	(略)

(飯塚市汚水処理施設整備基金条例の廃止)

第6条 飯塚市汚水処理施設整備基金条例(平成18年飯塚市条例第78号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日に、飯塚市汚水処理施設整備基金条例の規定により設置された基金に属していた現金等(これから生ずる収益を含む。)は、一部施行日において、その全部を飯塚市汚水処理事

業特別会計に繰り入れる方法により処分するものとする。

財産の譲渡(太郎丸二区集会所建物)

次の財産を無償で譲渡するものとする。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

1 譲渡する財産 太郎丸二区集会所建物

所在地 飯塚市太郎丸978番地1

構造 鉄骨造かわらぶき平家建

床面積 198.86平方メートル

2 譲渡の相手方

住所 飯塚市太郎丸848番地3

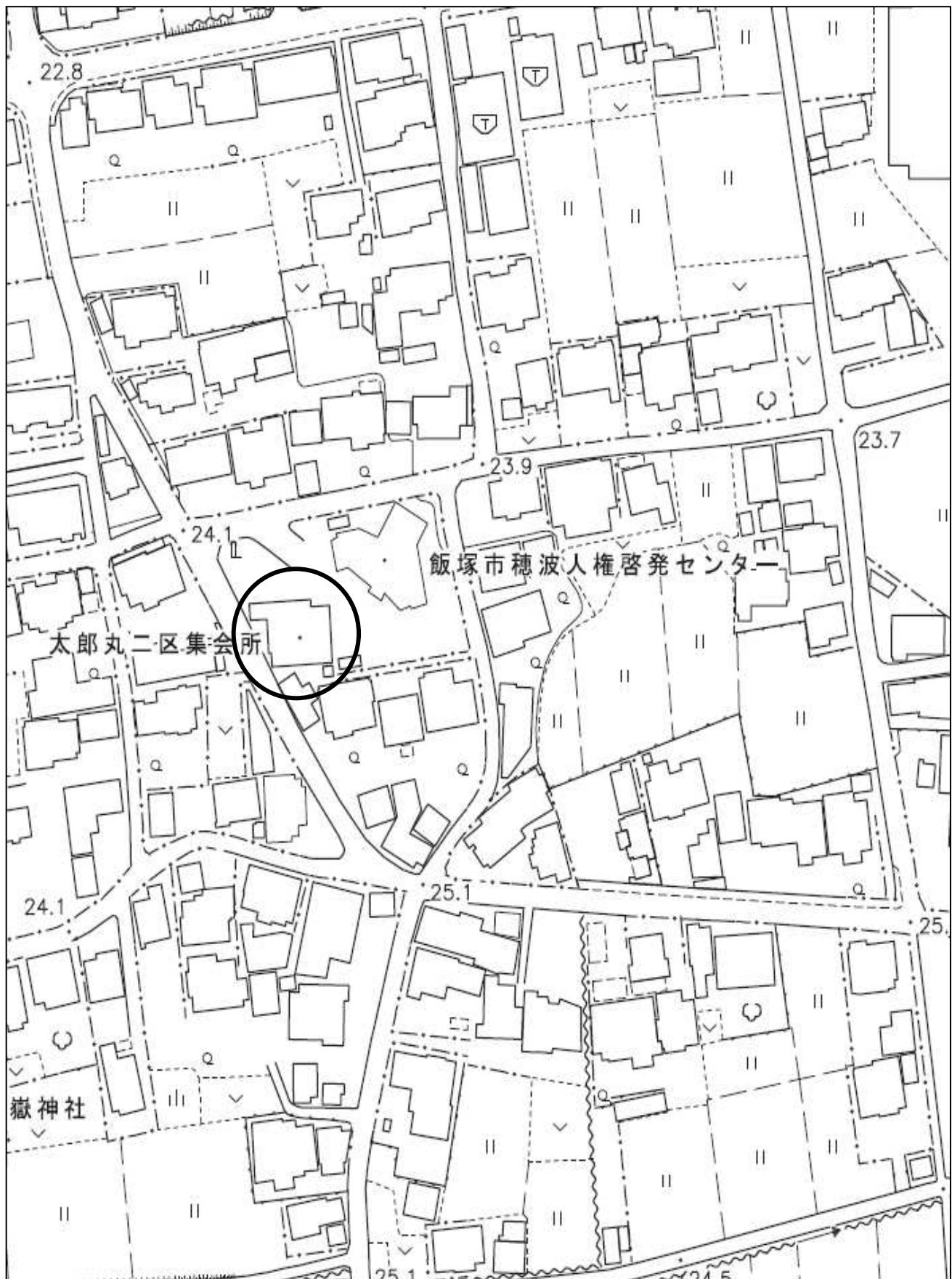
法人名 太郎丸二区自治会(認可地縁団体)

代表者 山根 仁

提案理由

太郎丸二区集会所建物を譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、本案を提出するものである。

位置図（太郎丸二区集会所建物）



各階平面図

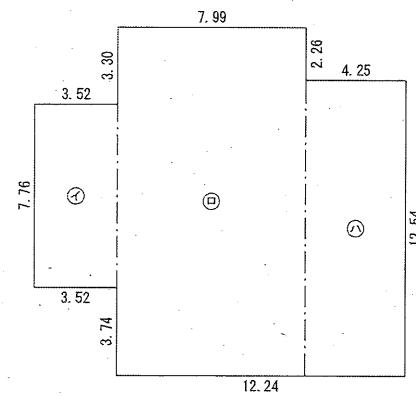
建物図面
各階平面図

家屋番号

978番1

建物の所在

飯塚市太郎丸字溝添978番地1・974番地3・974番地4・977番地1

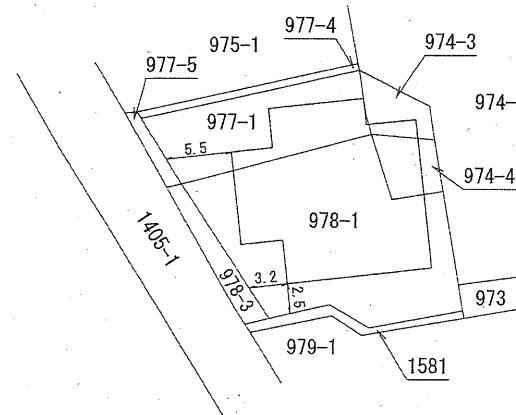


求積表

$$\begin{array}{rcl} ① & 3.52 \times 7.76 = & 27.3152 \\ ② & 7.99 \times 14.80 = & 118.2520 \\ & 4.25 \times 12.54 = & 53.2950 \end{array}$$

計 198.8622

床面積 198.86 m²



財産の無償貸付け(ふれあい広場)

次の建物を無償貸付けするものとする。

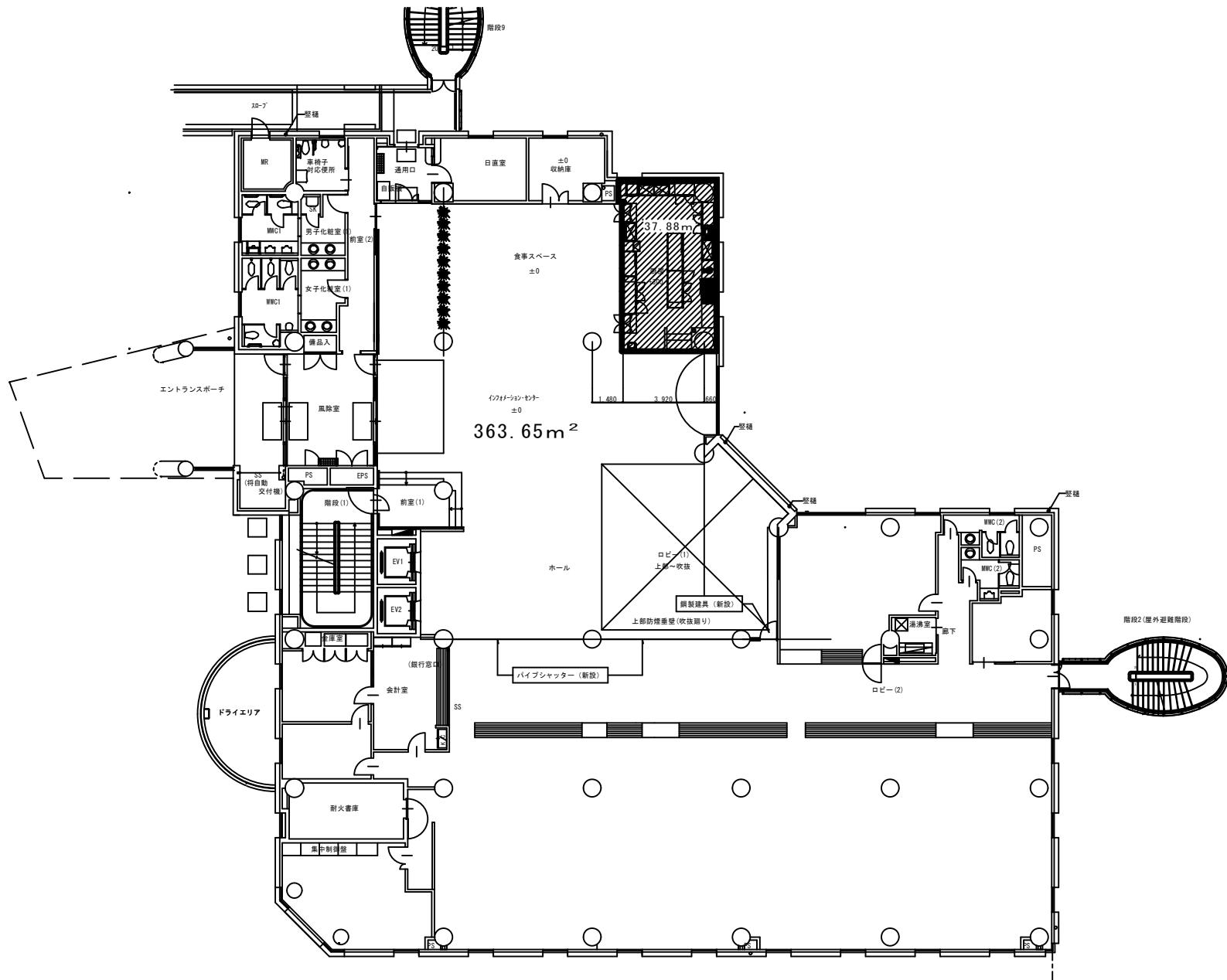
令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

- | | |
|----------|---|
| 1 所在地 | 飯塚市長尾1242番地1 |
| 2 建物の名称 | 筑穂ふれあい交流センター(飯塚市筑穂支所庁舎1階) |
| 3 貸付面積 | 37.88平方メートル |
| 4 貸付期間 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 5 契約の相手方 | 飯塚市長尾1340番地
筑穂地区まちづくり協議会
会長 芳野 博昭 |

提案理由

筑穂ふれあい交流センターを利用し、ふれあい広場事業を実施するにあたり、施設の一部を運営主体である筑穂地区まちづくり協議会に無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



土地の処分(飯塚市鯰田字黒岩)

次の普通財産を処分するものとする。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

- | | |
|----------|--|
| 1 所在地 | 飯塚市鯰田字黒岩512番1外8筆 |
| 2 地目 | 山林外 |
| 3 処分面積 | 5,301.16平方メートル |
| 4 処分価格 | 36,717,000円 |
| 5 契約の相手方 | 東京都港区海岸一丁目7番1号
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー10階
山口重工業株式会社
代表取締役 山口 豊和 |

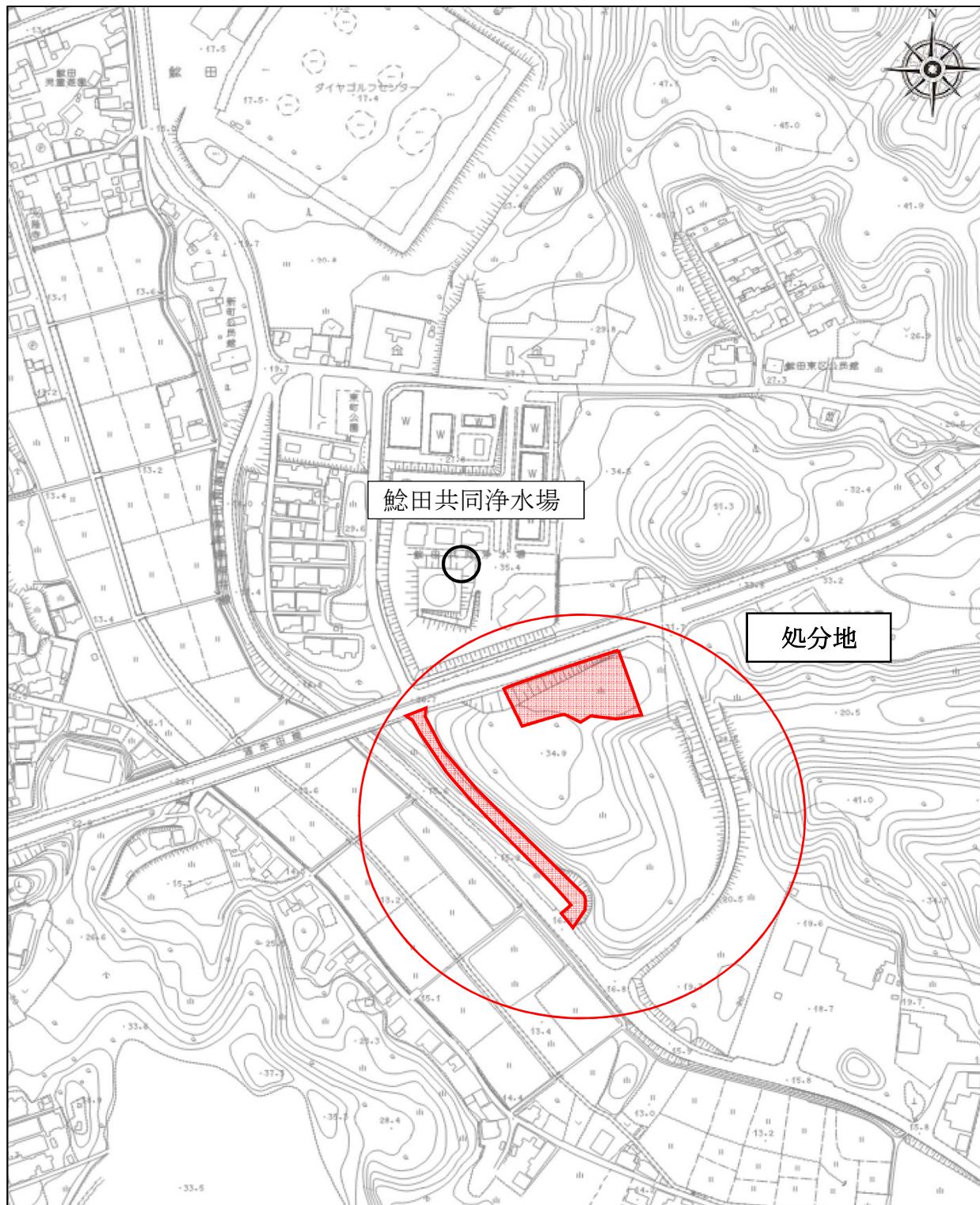
提案理由

この普通財産を工場等用地敷として、山口重工業株式会社に処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所 在	地 目	地 積 (m ²)
飯塚市鯰田字黒岩 512 番 1	山林	3,306.84
飯塚市鯰田字堤田 371 番 8	用悪水路	113.78
飯塚市鯰田字堤田 405 番 57	公衆用道路	1,415.24
飯塚市鯰田字堤田 406 番 10	用悪水路	4.22
飯塚市鯰田字堤田 408 番 4	公衆用道路	125.47
飯塚市鯰田字堤田 409 番 4	公衆用道路	53.36
飯塚市鯰田字堤田 415 番 5	公衆用道路	35.59
飯塚市鯰田字黒岩 508 番 150	公衆用道路	195.95
飯塚市鯰田 2776 番 2	公衆用道路	50.71
合 計		5,301.16

位置図



土地の処分(栗尾工業団地南側)

次の普通財産を処分するものとする。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

- | | |
|----------|--|
| 1 所在地 | 飯塚市鯰田字黒切113番1 |
| 2 地目 | 山林 |
| 3 処分面積 | 24,398.12平方メートル |
| 4 処分価格 | 495,325,000円 |
| 5 契約の相手方 | 福岡県飯塚市伊川1115番地
一番食品株式会社
代表取締役 有吉 崇 |

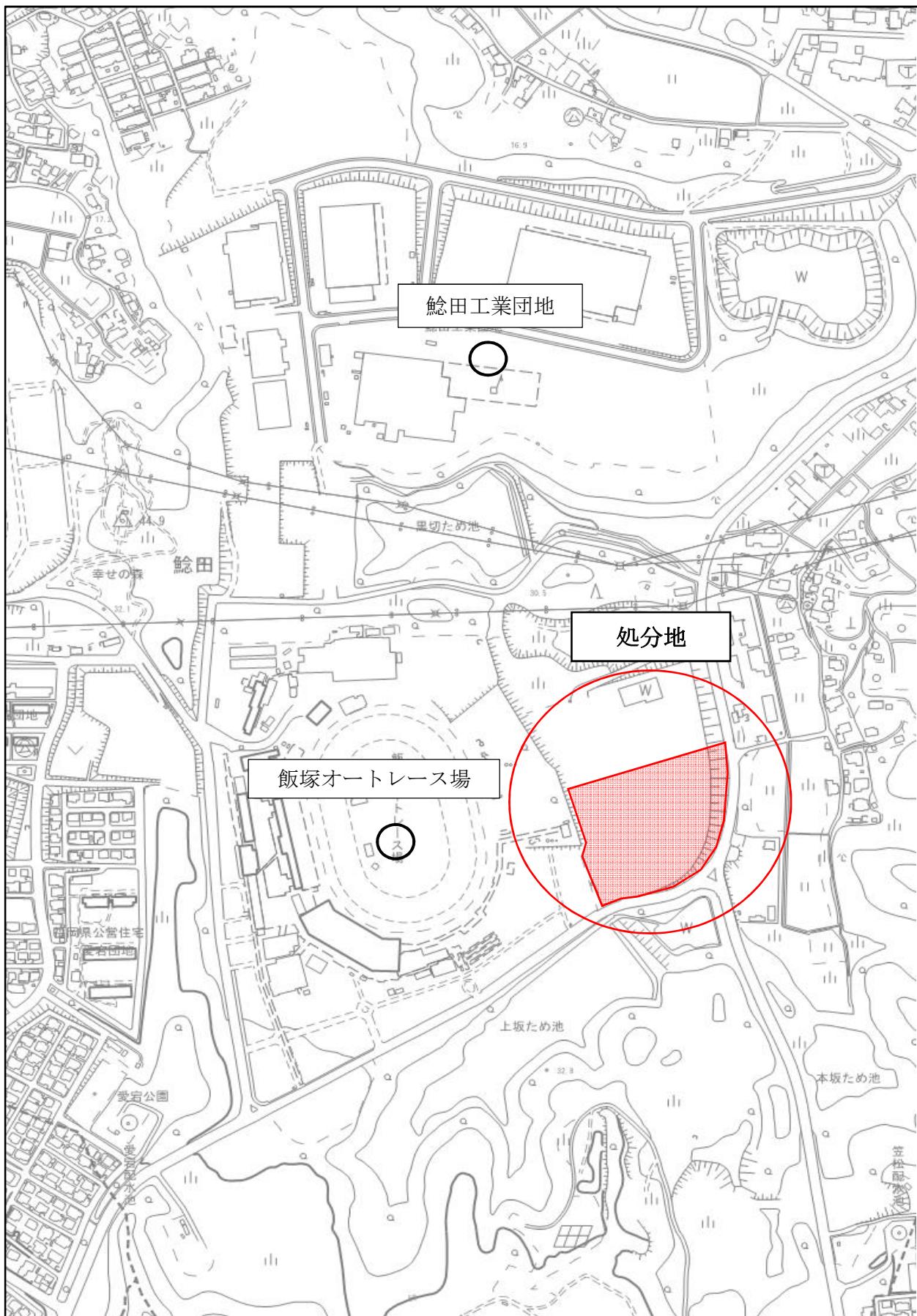
提案理由

この普通財産を工場等用地敷として、一番食品株式会社に処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所 在	地 目	地 積(m ²)
飯塚市鯰田字黒切113番1	山林	24,398.12
合 計		24,398.12

位置図



指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 飯塚市健康の森公園市民プール
- (2) 飯塚市健康の森公園多目的施設
- (3) 飯塚市健康の森公園多目的広場

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市鰐田1560番地5

一般社団法人 飯塚市スポーツ協会

代表理事 福田 良人

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

(1) 施設名称及び所在地

名 称	所在地
飯塚市健康の森公園市民プール	飯塚市吉北118番地11
飯塚市健康の森公園多目的施設	飯塚市吉北120番地6
飯塚市健康の森公園多目的広場	飯塚市吉北120番地9

(2) 開設時期及び規模構造

名称	飯塚市健康の森公園市民プール
開 設 年	平成15年
敷地面積	22, 342m ² (市民プールと多目的施設の合計)
建物面積	3, 133m ²
構 造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)平屋建
施設内容	<p>屋内温水プール 25mプール8コース 水深120～130cm 子ども用プール 水深30cm ジャグジーバス(5人用) サウナ(男女各1室) 屋外レジャープール 流水プール 長さ160m×幅7m 水深100cm 子ども用プール 水深30～50cm ウォータースライダー 高さ8.75m×長さ71.9m</p>
名称	飯塚市健康の森公園多目的施設
開 設 年	平成21年
敷地面積	22, 342m ² (市民プールと多目的施設の合計)
建物面積	471.46m ² (1F)、499.26m ² (2F)
構 造	鉄骨造2階建
施設内容	<p>1階 多目的室(会議室) 2階 トレーニング室 エアロビクススタジオルーム</p>

名称	飯塚市健康の森公園多目的広場
開設年	平成15年
敷地面積	39,999m ²
運動面積	8,970m ²
施設内容	天然芝グラウンド

(3) 業務内容

ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 施設の衛生管理に関すること
- (イ) 施設の管理運営に関すること

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (ア) 施設及び設備の保守管理に関すること
- (イ) 施設の補修・修繕や部品交換に関すること
- (ウ) 備品の維持管理に関すること
- (エ) 衛生管理に関すること
- (オ) 駐車場の維持管理に関すること
- (カ) その他施設の維持管理に関すること

ウ 電気主任技術者の選任及び届出等に関すること

エ 施設の利用に関する業務

- (ア) 施設の利用受付業務に関すること
- (イ) 施設の利用許可・取消し、原状回復命令その他利用許可に関すること
- (ウ) 監視に関すること
- (エ) プールの運動指導に関すること
- (オ) トレーニングの運動指導に関すること
- (カ) 利用料金の減免、還付、その他利用料金の徴収に関すること
- (キ) 利用統計、会計など管理運営に関すること
- (ク) その他施設の利用に関すること

オ 水質管理に関すること

カ トレーニングマシーンの管理に関すること

キ 水泳教室及び健康体操教室に関すること

ク 業務の報告に関すること

ケ 自主事業に関すること

コ スポーツ大会、市民交流事業等開催に関すること

サ その他の業務

- (ア) 市への業務報告
- (イ) 各種業務に関する記録及び報告書の作成、受領文書等の管理・保存
- (ウ) 指定管理期間終了時の事務引継ぎ

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 平成31年4月1日

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

ア 多様な主体が参画できるスポーツの機会の創出

- (ア) 地域住民の健康づくり、コミュニケーションづくりの拠点となる
- (イ) 市民だれもが健康で幸せに暮らすことのできるまちづくりに貢献する
- (ウ) 地域スポーツの振興に貢献する

イ スポーツを通じた共生社会の実現

- (ア) 幼児から高齢者、初心者から上級者に対応した多様な運動プログラムを提供する
- (イ) 利用者のニーズに対応した運動プログラムやサービスの提供をする
- (ウ) 全世代、障がい者にも配慮したサービス環境を整える

ウ 住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供

- (ア) 安心・安全のため、計画的な施設管理を徹底する
- (イ) 施設内の清掃及び保守点検を徹底し、清潔で安全な施設を創出する
- (ウ) 一部の団体等に偏らない公平で平等な運営を徹底する

3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

非公募

(2) 非公募により選定を行った理由

特色の異なる施設を効率的かつ効果的に運営していくためには、施設目的に沿った運営を行わなければならず、地域関係団体と連携を図りながら当該施設を通して交流の促進や市内外からの人の流れを生み出すことのできる事業者である必要があり、以上を踏まえると、様々な競技専門部を束ね、地域に根ざした団体である一般社団法人飯塚市スポーツ協会以外は運営が困難であることから、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等

に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第2条ただし書の規定に基づき、
非公募としたもの。

4 摂集時点での指定管理料上限額(単年度)

87,017千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(700点満点)

団体名	評価点
一般社団法人 飯塚市スポーツ協会	510点

選 定 評 價 書

選定基準	審査項目		配点	一般社団法人 飯塚市スポーツ協会
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと				
利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか		70	52
個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか			
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること				
施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか		70	54
管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか			
(3) 指定管理施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること				
事業計画、方針				
(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか				
(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか				
(7) サービス向上が見込める提案がなされているか				
(8) 施設の効用を發揮できる効果的な提案であるか				
(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか				
事業収支計画				

	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に 係る経費の縮減が図られているか	
	(11) 見積額	
地域との連携、社会貢献	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の 雇用への取組に十分な配慮がなされている か	
	(13) ワークライフバランスの充実や男女 共同参画の推進に向けた取組はなされてい るか	
	(14) 再委託や物品調達などについて市内 の企業等の積極的な活用に充分な配慮がな されているか	
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を 有していること		
業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか	
実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確 保できるか	
	(17) 有資格者を含めて人的配置は十分で あるか	210
	(18) 危機管理体制、安全対策は十分である か	161
	(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠 償等のリスクに対応できるか	
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・ 公平性）は十分であるか	
合 計		700
得 点 率 (合 計 / 満 点)		72.85%

指定管理者の指定(街なか子育てひろば)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

街なか子育てひろば

2 指定管理者となる団体

福岡県福岡市中央区大名二丁目8番22号 天神偕成ビル3階

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店

支店長 織田 渉

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

- (1) 施設名称 街なか子育てひろば
(2) 所在地 飯塚市本町11番10号
(3) 開設時期 平成28年
(4) 規模構造 構造 鉄筋コンクリート造2階建て
敷地面積 726m²
建築面積 1階528.31m² 2階547.01m² PH階24.34m²
施設内容 プレイルーム、親子サロン(食事スペース)、授乳室、相談室、
その他の付属施設(駐車場(約12台))、エレベーター

(5) 業務内容

ア 事業に関する業務

- (ア) 遊びの広場に関する業務
(イ) 育児相談に関する業務
(ウ) 育児講座に関する業務
(エ) 出前講座に関する業務
(オ) 地域活動支援に関する業務
(カ) 地域子育て支援拠点事業に関する業務
(キ) 利用者支援事業に関する業務
(ク) 広報等に関する業務

イ 施設の運営に関する業務

- (ア) 利用者へのサービスに関する業務
(イ) 駐車場に関する業務

ウ 施設の管理に関する業務

- (ア) 建築物の保守管理業務
(イ) 設備の保守管理業務

エ その他の業務

- (ア) 指定期間終了時の事務引継ぎほか

2 指定管理者となる団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和61年11月1日
(2) 主な提案業務内容及び事業計画

- ア 施設の適切な管理運営
 - (ア) 有資格者を含む職員配置
 - (イ) 職員研修の実施
 - (ウ) 専門業者による施設の点検

- イ 育児支援の方策
 - (ア) 健全な遊びの場、交流の場作り
 - (イ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
 - (ウ) 臨床心理士等の専門家による育児相談の実施

- ウ 利用促進の方策
 - (ア) 施設広報誌の発行による情報発信
 - (イ) SNSの活用による事業予約状況の確認及び事業実施状況の配信
 - (ウ) 事業実施を通した経済的支援

- エ 地域貢献の方策
 - (ア) 地元人材の雇用
 - (イ) 地元業者の活用と地元企業からの物品調達
 - (ウ) 各子育て支援センターとの連携

3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

公募

(2) 地域要件設定の有無

地域要件未設定

(3) 応募団体数

1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

28,556千円

5 選定評価結果(700点満点)

団体名	評価点
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店	571点

選 定 評 價 書

選定基準	審査項目		配点	シダック ス大新東 ヒューマンサービ ス株式会社 九州・沖縄 支店
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと	利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか	70	60
	個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか		
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	施設の設置目的的理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか	70	61
	管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか		
(3) 指定管理施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか	350	266
		(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか		
		(7) サービス向上が見込める提案がなされているか		
		(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか		

	(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか		
事業収支計画	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか (11) 見積額		
地域との連携、社会貢献	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組に十分な配慮がなされているか (13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取組はなされているか (14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に充分な配慮がなされているか		
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること			
業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか		
実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか (17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか (18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか (19) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	210	184
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか		
合 計		700	571
得 点 率 (合 計 / 満 点)		/	81.57%

指定管理者の指定(サン・アビリティーズいいづか)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

サン・アビリティーズいいづか

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市枝国355番地7

特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会

理事長 吉良 安子

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

- (1) 施設名称 サン・アビリティーズいいづか
- (2) 所在地 飯塚市柏の森956番地4
- (3) 開設時期 昭和58年
- (4) 規模構造 構造 鉄筋コンクリート造1階建
敷地面積 5,216 m²
建築面積 1,531 m²

施設内容 体育館、プール、事務室、研修室1、研修室2、和室、音楽室、多目的室、調理室、障がい者用トイレ、駐車場（一般用、障がい者用、職員用）

(5) 業務内容

- ア 施設の利用に関する業務
- イ 施設の維持管理等に関する業務
- ウ 障がい者の教養、文化及びスポーツの振興等に関する業務
- エ 障がい者福祉の増進、社会参加促進に関する業務
- オ 施設の運営会議に関する業務

2 指定管理者となる団体の概要

- (1) 設立年月日 平成15年12月2日
- (2) 主な提案業務内容及び事業計画

ア サービス向上の方策

接遇や障がい者理解の研修を進め、職員の専門性を高める。事業の実施にあたっては、当事者NPOとして、ボランティア団体や障がい者施設、学校等に呼びかけ、協力して事業に取り組む。

イ 利用促進の方策

年4回の刊行誌「サン・アビだより」の発行・配布、公式HPの予約状況確認ページの更新やイベント情報のPR、関連団体や施設との連携による利用の促進や当施設の周知などを行う。

ウ 利用者の声の把握及び反映の方策

利用者にとって必要とされるニーズを利用者懇談会や、利用者のアンケート、提案箱、運営会議の提言などを基に把握し、メンテナンスやグレード

アップが必要な物品やサービスについて可能な限り対応し、利便性を向上させる。

エ 地域貢献の方策

障がい者週間におけるイベント会場にて、地場企業のPRや商品・事業の案内等を行い、地場産業への貢献と障がいへの理解促進のきっかけ作りを目指す。

オ 障がい者日常生活文化・教養教室事業

障がい者への華道、書道、調理、絵画等の訓練、指導を行い生活能力の改善と社会参加の促進を図る。

カ スポーツ等に関する事業

さわやかスポーツ大会、ふれあい卓球大会、アーチェリー大会等により、障がい者スポーツの振興と障がい者の体力増強、交流、親睦を図る。

キ ふれあいスクーリング

心身障がい児を対象としたスクーリングを行い、障がい児福祉促進とボランティアの育成に寄与する。

ク ピアカウンセリング事業

精神障がい当事者による相談会

ケ 障がい者相談会、ふれあい会

障がい者や家族の様々な悩み事、相談に応じ、あわせて情報交換や相互の親睦交流を図る。

コ 障がい者週間の取組

障がい者週間の期間中、障がい者の作品展や作業所などの展示販売、「障がいについての講演会」の開催などを行い、障がい者や障がいの問題への啓発活動の一助とする。

サ 福祉講座

障がい者や障がいに関する問題について、相互理解や知識を深める。

シ パソコン教室

障がい者にパソコンの基本的知識を伝え、コミュニケーション能力アップや情報収集の一助とする。

ス スポーツ教室

障がい者一人ひとりに適したスポーツを通じて、健康増進や交流を深める。

3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

公募

(2) 地域要件設定の有無

地域要件未設定

(3) 応募団体数

1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

27,533千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(800点満点)

団体名	評価点
特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会	561点

選 定 評 價 書

選定基準	審査項目		配点	特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと				
利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか		80	59
個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか			
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること				
施設の設置目的的理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか		80	64
管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか			
(3) 指定管理施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること				
事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか			
	(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか			
	(7) サービス向上が見込める提案がなされているか			
	(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか			
	(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか			

	事業収支計画		
	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に 係る経費の縮減が図られているか		
	(11) 見積額		
	地域との連携、社会貢献		
	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の 雇用への取組に十分な配慮がなされている か		
	(13) ワークライフバランスの充実や男女 共同参画の推進に向けた取組はなされてい るか		
	(14) 再委託や物品調達などについて市内 の企業等の積極的な活用に充分な配慮がな されているか		
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を 有していること			
業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか		
実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は 確保できるか	240	169
	(17) 有資格者を含めて人的配置は十分で あるか		
	(18) 危機管理体制、安全対策は十分であ るか		
	(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠 償等のリスクに対応できるか		
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明 性・公平性）は十分であるか		
	合 計	800	561
	得 点 率 (合 計 / 満 点)	/	70.12%

指定管理者の指定(飯塚立体駐車場)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

飯塚立体駐車場

2 指定管理者となる団体

福岡市博多区博多駅前四丁目14番1号

太平ビルサービス 株式会社

代表取締役 狩野 伸彌

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

- (1) 施設名称 飯塚立体駐車場
- (2) 所在地 飯塚市飯塚14番7号
- (3) 開設時期 平成4年
- (4) 規模構造 構造 鉄骨造4階建5層駐車場
敷地面積 2,700 m²
駐車場使用面積 13,123 m²
施設内容 収容台数 436台
- (5) 業務内容
ア 駐車場の利用に関する業務
イ 駐車料金の徴収等の事務に関する業務
ウ 駐車場の維持管理に関する業務
エ その他の業務

2 指定管理者となる団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和53年1月4日
- (2) 主な提案業務内容及び事業計画
ア 適切な施設管理運営
(ア) 施設の美観保持
(イ) 各所設備の日常点検・定期点検
(ウ) 危機管理体制の充実
(エ) 経費縮減についての考え方や取組
イ サービス向上の方策
(ア) 利用者とのコミュニケーション
(イ) サポート体制
ウ 利用促進の方策
(ア) 広報手段、広報活動
(イ) 地域や教育機関、関係団体との関わり方
エ 利用者の声の把握及び反映の方策
(ア) 利用者の意見収集
(イ) トラブル未然防止に対する取組

オ 地域貢献の方策

- (ア) 高齢者や障がい者等の雇用拡大につながる取組
- (イ) 従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進
- (ウ) 商店街との連携

3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

公募

(2) 地域要件設定の有無

地域要件未設定

(3) 応募団体数

1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

14,818千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(700点満点)

団体名	評価点
太平ビルサービス 株式会社	530点

選 定 評 價 書

選定基準	審査項目		配点	太平ビル サービス 株式会社
	利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか		
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと	個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか	70	55
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか	70	53
	管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか		
(3) 指定管理施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか		
		(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか		
		(7) サービス向上が見込める提案がなされているか		
		(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか		
		(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか		
	事業収支計画		350	251

	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に 係る経費の縮減が図られているか		
	(11) 見積額		
地域との連携、社会貢献			
(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の 雇用への取組に十分な配慮がなされている か			
(13) ワークライフバランスの充実や男女 共同参画の推進に向けた取組はなされてい るか			
(14) 再委託や物品調達などについて市内 の企業等の積極的な活用に充分な配慮がな されているか			
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を 有していること			
業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか		
実施体制			
(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確 保できるか			
(17) 有資格者を含めて人的配置は十分で あるか			210
(18) 危機管理体制、安全対策は十分である か			171
(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠 償等のリスクに対応できるか			
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・ 公平性）は十分であるか		
合 計			700
得 点 率 (合 計 / 満 点)			530
			75.71%

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

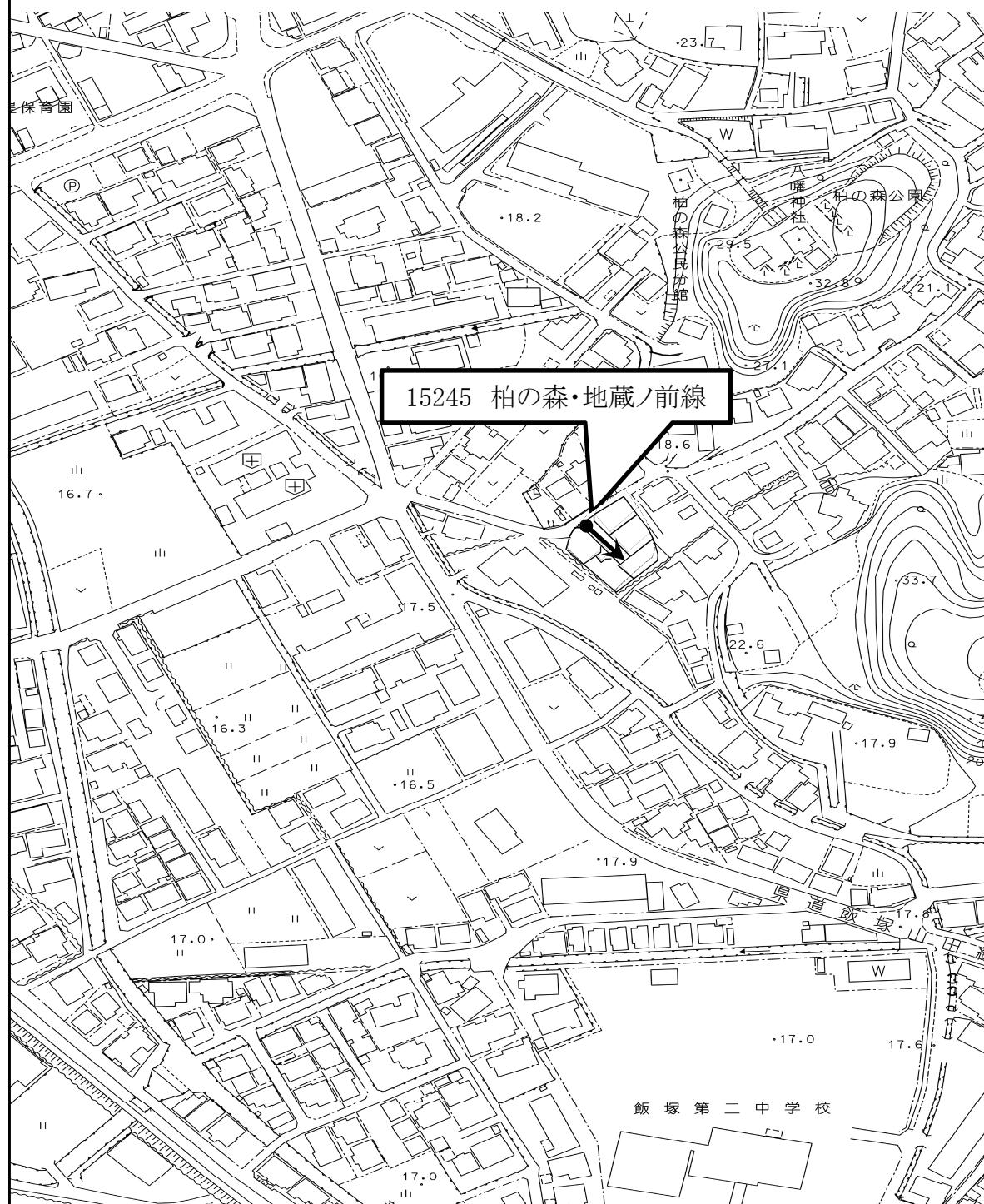
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連番号	路線番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	図面番号
1	15245	柏の森・地蔵ノ前線	柏の森 509-16 地先	柏の森 509-10 地先	7.2	24.6	No. 1
2	33609	若菜・奈木野 3 号線	若菜 219-4 地先	若菜 204-6 地先	6.2	34.6	No. 2
3	33610	若菜・奈木野 4 号線	若菜 204-6 地先	若菜 221-4 地先	6.5	10.0	No. 2
4	43451	綱分・関ノ山 5 号線	綱分 521-5 地先	綱分 551-10 地先	6.5	61.2	No. 3
				合 計		130.4	

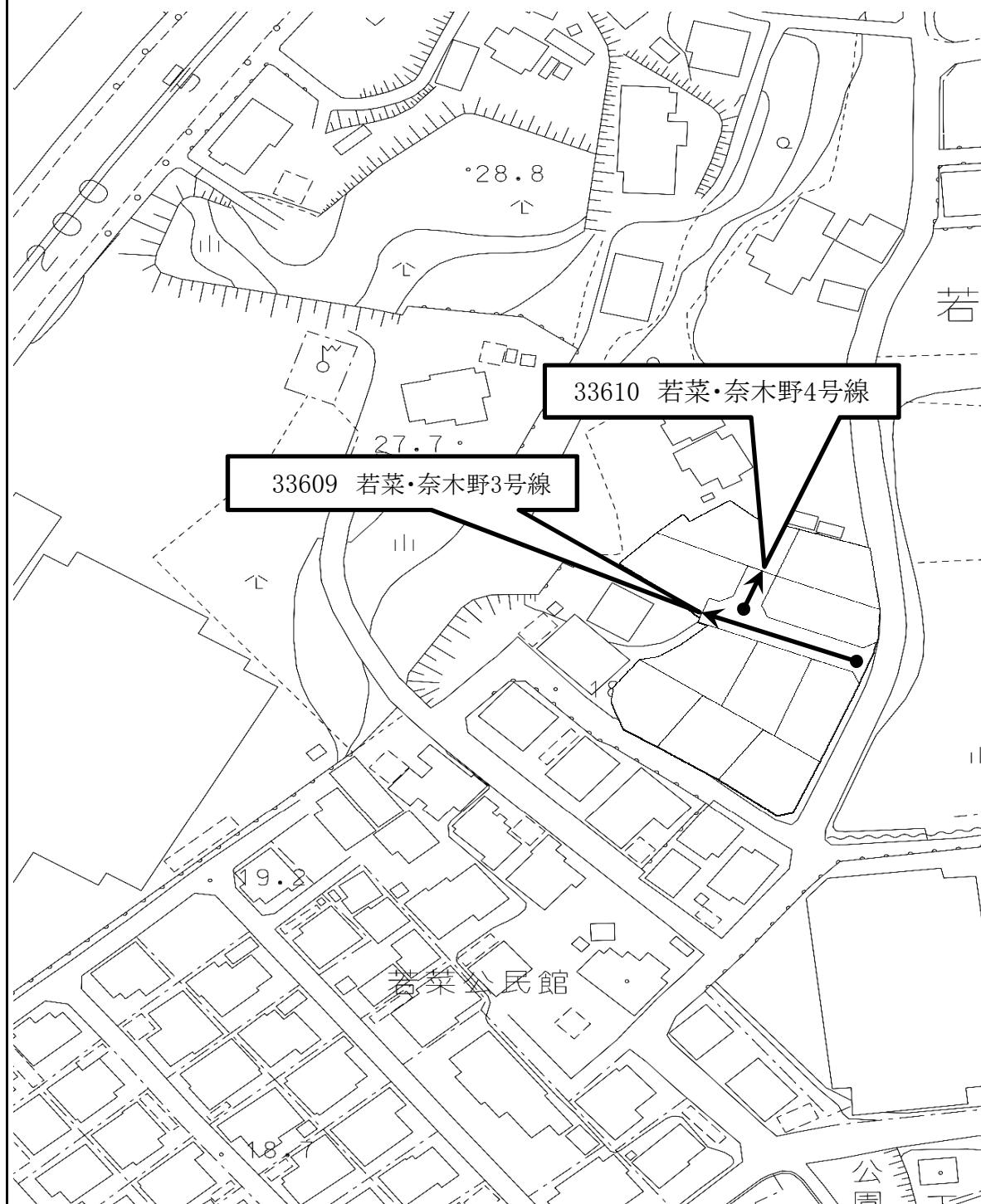
市道認定路線図

No. 1



市道認定路線図

No. 2



市道認定路線図

No. 3



専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及び
これに伴う和解)

令和7年11月7日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、
車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処
分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 36,390円

1 事故発生の日時、場所

令和7年7月28日(月)午後2時30分頃
飯塚市八木山地内

2 事故の概要

相手方が林道を大日寺方向から八木山方向へ走行中、道路中央部に垂れ下がっ
た樹木の枝に相手方車両が接触し、車両天井部を損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両天井部の損傷及び塗装の剥がれ

4 示談の内容

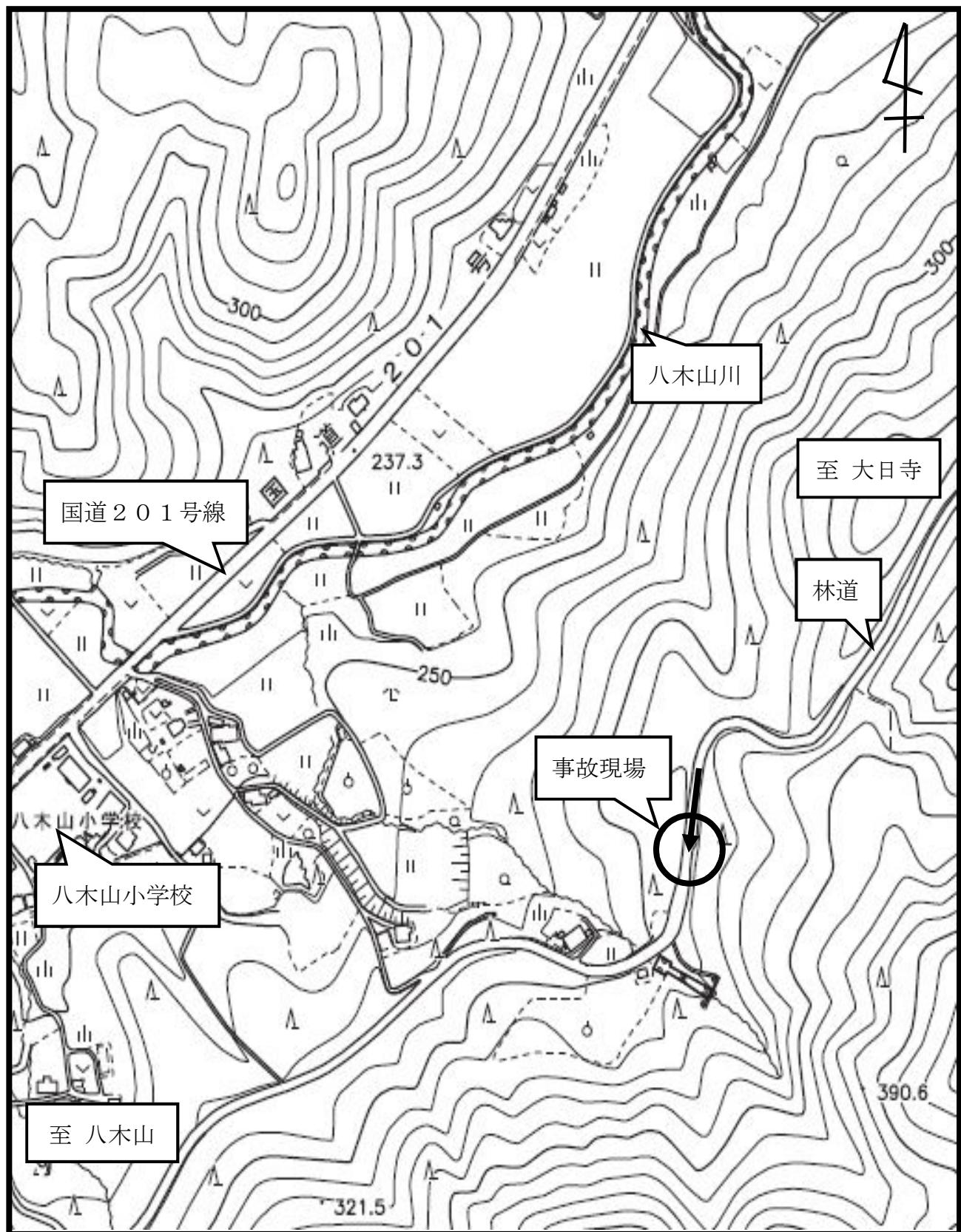
- (1) この事故に係る過失割合は、市30%、相手方70%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として36,390円を相手方に支払
う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判
外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
市 過失割合 30%	相手方 過失割合 70%			
相 手 方	車両修繕料	121,301 円	36,390 円	84,911 円

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定める
こと及びこれに伴う和解)

令和7年11月7日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、
公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解につい
て専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月3日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 209,605円

1 事故発生の日時、場所

令和7年7月25日(金)午前11時05分頃
飯塚市綱分地内

2 事故の概要

庄内支所経済建設課職員が事故現場裏の市有地水路の清掃作業のため、相手方
敷地に後進した際、カーポートに接触し、損傷を与えたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 カーポートの損傷
市側 なし

4 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として209,605円を相手方に支
払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判
外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
市	相 手 方		過失割合 100%	過失割合 0%
相 手 方	修繕料	209,605 円	209,605 円	0 円

6 事故現場見取図

